

神奈川県市長会からの「平成 28 年度 県の施策・
制度・予算に関する要望」に対する措置状況

平成 28 年 3 月
神 奈 川 県

目 次

重点要望事項

1	地震防災対策の拡充について	1
2	都市税財源の充実・強化について	2
3	地域保健医療対策の充実について	3
4	教育行政の充実について	5
5	廃棄物処理対策について	6
6	地域経済の活性化について	7

一般要望事項

1	治安対策の強化について	9
2	地震防災対策の拡充について	11
3	地方の創意を活かした分権型社会の実現について	15
4	社会保障・税番号制度について	16
5	地方創生に係る新型交付金制度について	17
6	人口減少対策について	17
7	都市税財源の充実・強化について	18
8	都市に対する県助成制度の改善について	20
9	社会福祉施策の充実について	21
10	国民健康保険制度の充実について	29
11	地域保健医療対策の充実について	30
12	放課後の児童対策の充実について	35
13	教育行政の充実について	36
14	文化財保護行政の推進について	40
15	基地対策の促進について	41
16	都市環境行政の推進について	43
17	道路の整備について	47
18	海岸・河川の整備について	57
19	都市整備について	62
20	都市公園等の整備について	64
21	都市交通の整備について	65
22	農林水産業の振興について	66
23	公共用地の取得について	68
24	地域の活性化に向けた取り組みについて	68
25	都市再生整備計画事業の推進について	69
26	2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて	69
27	公契約法の制定について	70

重点要望事項

1 地震防災対策の拡充について

<要望事項>

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村減災推進事業について、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象事業の拡大並びに補助率を引き上げること。

イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

ウ 市町村消防防災力強化支援事業の一層の推進を図るため、木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対する支援制度を新たに創設すること。

エ 平成 27 年度までとなっている市町村消防防災力強化支援事業を継続し、補助対象事業の拡大及び予算額の確保を図ること。

<措置状況>

一般要望事項 2-(1)で回答

<要望事項>

(2) 津波対策の強化について

ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道 134 号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施、及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

イ 国道 134 号を跨ぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。また、国の新たな知見に基づく「新たな地震による津波浸水予測と津波浸水想定」が公表されたことから、今後、県と市町が連携して対策を進めるにあたり、都市防災推進事業の拡充を国に求めること。

また、津波浸水想定区域内に鉄道路線を有する事業者が、駅舎の改良等によって鉄道利用者（観光客あるいは地域住民等）の津波避難場所の整備を促進するために、鉄道事業者に対する新たな補助制度の創設を国に働きかけること。

ウ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

<措置状況>

一般要望事項 2-(2)で回答

<要望事項>

(3) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質汚染対処特措法により、放射性セシウム濃度が 8,000 ベクレル毎キログラム以下の廃棄物については、特定産業廃棄物・特定一般廃棄物として市町村や民間事業者が処理することとされて

いるが、受け入れ先がなく、処分が進まない実態があるため、早急に処分できるよう措置を講じるとともに、これらに係る費用について、国や東京電力から速やかに補てんされるよう国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 2-(3)で回答

＜要望事項＞

(4) ダム決壊時の浸水想定区域の調査について

巨大地震などにより、城山ダムが決壊した場合の浸水想定区域を調査するとともに、国管理の宮ヶ瀬ダムについても同様の調査をするよう国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 2-(4)で回答

2 都市税財源の充実・強化について

＜要望事項＞

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また平成29年4月の消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

ウ ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 7-(1)で回答

＜要望事項＞

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 7-(2)で回答

＜要望事項＞

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図ること。

《措置状況》

一般要望事項 7-(3)で回答

＜要望事項＞

(4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 7-(4)で回答

3 地域保健医療対策の充実について

＜要望事項＞

全ての人健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 小児医療費助成制度について

ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるように、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が乳幼児医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。

ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

《措置状況》

一般要望事項 11-(1)で回答

＜要望事項＞

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する

対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。また、県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実を図ること。

また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。

イ 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。

《措置状況》

一般要望事項 11-(2)で回答

＜要望事項＞

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とすること。

また、安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康審査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 11-(3)で回答

＜要望事項＞

(4) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実情に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。医療保険を適用させるなど、国の施策として治療の実情に応じた経済的支援を図るとともに、不育症の研究や人材育成を推進するよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。

《措置状況》

一般要望事項 11-(4)で回答

＜要望事項＞

(5) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように国に働きかけるとともに、事業に見合った新たな措置を講じること。

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策における補助を継続すること。

《措置状況》

一般要望事項 11-(5)で回答

＜要望事項＞

(6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 11-(6)で回答

＜要望事項＞

(7) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、平成28年度以降も交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰になることのないよう、必要な財源が確実に配分されるよう国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 11-(7)で回答

＜要望事項＞

(8) 無料または低額料金での調剤について

調剤薬局において、無料または低額料金で調剤を行う事業を社会福祉事業に位置付けるよう国に働きかけること。

《措置状況》

一般要望事項 11-(8)で回答

4 教育行政の充実について

＜要望事項＞

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができて間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつくるよう国に働きかけること。

ウ 平成23年度の新学習指導要領により「小学校外国語活動」が必修化され、さらに平成25年12月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、平成32年度から小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）の配置、及び効果的な授業実践を目指したICT機器の整備など、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

- オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。
- カ 栄養教諭の配置について、食育を推進していくうえで、適正な人員を配置すること。

《措置状況》

一般要望事項 13-(1)で回答

＜要望事項＞

(2) 特別支援教育の充実強化について

- ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援員の定数・加配配置、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行うとともに、年度途中で任用要件が消失した場合についても継続して任用を行うこと。また、非常勤講師の派遣の増員や大和市特別支援教育巡回相談チームへの職員派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。
- イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。
- ウ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。
- エ 特別支援教育及び児童生徒支援・指導の充実を図るため、教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定めるよう国に働きかけること。また、個別指導やティーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。
- オ 小中学校に医療的ケアを実施するための看護師を配置できる措置を講じるよう国に働きけるとともに、国で必要な措置が講じられるまで、県が必要な制度の整備、または財政的支援を図ること。

《措置状況》

一般要望事項 13-(2)で回答

＜要望事項＞

(3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間245時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの派遣拡大及び配置の維持を行うこと。

《措置状況》

一般要望事項 13-(3)で回答

5 廃棄物処理対策について

＜要望事項＞

廃棄物処理対策の推進は、地球温暖化防止対策や自然環境保全のためにも極めて重要です。現在の家電リサイクル法においては、リサイクル料金が後払い制のため家電製品の不法投棄が増加し、その処理

による各自治体の負担も年々増加しています。循環型社会の実現のためには、処理施設の整備とともに、法整備によるリサイクル活動の推進が不可欠です。

については、循環型社会の形成を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。

〈措置状況〉

一般要望事項 16-(1)で回答

6 地域経済の活性化について

〈要望事項〉

各都市が個性豊かで活力あるまちづくりを推進していくために、さらなる地域経済の活性化と雇用の安定、拡大が求められています。

また、地域経済の活性化を推進するためには、社会資本の整備とともに、地域の実情に合ったまちづくりを都市自らが決定できる権限を持つことが重要です。

については、住民が住み続けたいと思う快適で活力ある地域社会実現のために、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 国・県道の早期事業化、整備促進等について

第二東海自動車道（新東名高速道路）、圏央道、厚木秦野道路、三浦縦貫道路などの広域幹線道路や地域生活に密接な関わりを有する国・県道の建設促進や西湘バイパス延伸などの早期事業化を図ること。

また、有料道路の料金の引き下げや無料化を図るなど地域活性化に向けた必要な措置を講じるとともに、スマートインターチェンジの設置について積極的な取り組みを行うこと。

〈措置状況〉【県土整備局】

御要望の新東名高速道路、圏央道、厚木秦野道路などの整備促進や、西湘バイパス延伸の計画の具体化については、県内関係市町村や民間団体と連携して、国や高速道路会社へ要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

三浦縦貫道路などの県が管理する国道及び県道については、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備に取り組んでまいります。

高速道路料金の低減や無料化については、その実現に当たって、整備のため借入れた資金の確実な返済や維持修繕・更新のための財源確保等の大きな課題が考えられます。

首都圏の高速道路料金については、これまで、圏央道や横浜横須賀道路の料金低減を含む首都圏の高速道路の分かりやすい料金体系の構築について、県内関係市町村や経済団体と連携して、国や高速道路

会社に要望してまいりました。

こうした中、国や高速道路会社では、首都圏の新たな高速道路料金体系の導入へ向けた検討を進め、平成28年4月1日から新たな高速道路料金が導入されることとなりました。

この新たな高速道路料金では、対距離制を基本に首都圏の料金水準を整理・統一することで、これまで割高であった圏央道や横浜横須賀道路の料金が低減されること等が示されております。

今後、国や高速道路会社では、平成28年4月から導入される料金体系が交通に与える影響を検証した上で、混雑状況に応じた料金施策を導入することとしていることから、国等の動向を注視し、更なる環状道路の有効活用や利用者へのサービス向上が図られるよう、必要に応じて、国等へ働きかけてまいります。

スマートインターチェンジについては、現在、県内5箇所（綾瀬、山北、秦野SA、厚木PA、横須賀PA）のスマートインターチェンジが、国から連結許可を受けて事業化されております。

県では、県内関係市町等と連携して、スマートインターチェンジ整備に係る財源を確保し整備促進を図るとともに、整備に向けた取組を強力に支援するよう、国等に要望しております。

引き続き、綾瀬スマートインターチェンジの整備を推進するとともに、市町が事業主体となるスマートインターチェンジについても整備が円滑に進むよう、地区協議会などに参画し、技術的な支援を行ってまいります。また、様々な機会を捉え、スマートインターチェンジの整備にかかる財源の確保などについて、国等に働きかけてまいります。

<要望事項>

(2) 海岸・河川の整備について

ア 海岸の保全について

早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

また、バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

さらに、神奈川県ガイドラインに沿って策定している海の家に関するルールについて、海岸法等による占用許可権限に基づき、実効性が担保される仕組みを構築すること。

<措置状況>

一般要望事項 18-(1)で回答

<要望事項>

イ 河川の整備促進について

治水対策及び浄化対策の観点から河川の整備を促進するとともに、水辺に親しむ環境の改善に向けた河原再生に取り組むこと。

また、整備にあたっては、関係都市や地域住民等の意見を尊重すること。

<措置状況>【県土整備局】

治水対策として、今後も河川整備の推進に努めてまいります。

また、多自然川づくりは、浄化対策にも寄与するものと考えられますので、合わせて推進に努めてまいります。

なお、整備にあたっては、関係市町村や地域の皆様の御意見を伺いながら進めてまいります。

<要望事項>

(3) 都市整備について

ア 空き家対策の推進について

空き家の増加を抑制し、生活環境の保全、良好な住環境の維持及び安全安心のまちづくりを推進するため、空き家の解体や有効活用を図るための方策について支援を行うこと。

<措置状況>

一般要望事項 19-(6)で回答

<要望事項>

イ コミュニティバスの運行支援について

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的として市町村が行うコミュニティバス運行には多額の財政負担が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。

<措置状況>

一般要望事項 21-(5)で回答

<要望事項>

(4) 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて

観光インフラの整備等に対する財政支援制度を充実すること。

また、この機会に神奈川県魅力を世界に発信するための文化プログラムの企画・展開に対し、予算面や推進体制での支援を行うこと。

<措置状況>

一般要望事項 26-(1)で回答

一般要望事項

1 治安対策の強化について

<要望事項>

ここ数年の県内の刑法犯認知件数は減少を続けてきましたが、重要犯罪の認知件数は増加傾向にあるなど治安の悪化が危惧される中、警察活動に寄せる市民の期待は、ますます大きくなっています。

ついては、安全安心のまちづくりをさらに推進するため、次の事項について積極的に対策を講じるよう要望します。

(1) 警察体制の拡充について

安全で安心な市民生活の確保及び治安対策の強化を図るため、早期に次の対策を講じること。

ア 茅ヶ崎市においては、香川地区を最優先に、松林、鶴嶺西地区に交番を設置し、小出、西久保、南湖駐在所を交番に転換すること。

<措置状況>【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交

番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

香川地区は、約1.2km離れた場所に鶴が台交番が、松林地区は直近に小和田交番が、鶴嶺西地区は約0.8km離れた場所に西久保駐在所及び約1.2kmの場所に今宿交番があり、現在の交番・駐在所の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難であります。

また、小出駐在所、西久保駐在所及び南湖駐在所の交番への転換についても、前記事項を検討しますと、現時点での交番への転換は困難であります。

今後も、各地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

.....
<要望事項>

イ 海老名市においては、さがみ野駅周辺に交番を設置するとともに、交番設置までの間のさがみ野安全安心ステーションの運営に要する費用を負担すること。また、大規模複合商業施設が10月に開業する海老名駅西口に交番を設置すること。

<措置状況>【安全防災局・警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

さがみ野駅周辺地区は、海老名警察署かしわ台駅前交番が管轄しており、約1.5km離れた場所にかしわ台駅前交番、大和警察署相模大塚駅前交番並びに寺尾交番及び座間警察署栗原交番並びにひばりが丘交番の5交番がありますが、同地区の開発状況及び治安情勢の推移、交番用地の確保状況等に配慮しながら交番の適正な設置に努めてまいります。

なお、同地域における行政区の特殊性を考慮して、平成13年5月、海老名警察署の開設を機に、事件事故への迅速な対応と処理を図るため、平成14年10月、海老名、大和及び座間の3警察署による「さがみ野駅周辺地区の共同警戒に関する協定」を締結して対応しております。

また、さがみ野安全安心ステーションに対しましては、今後もパトカーや交番勤務員による立寄り警戒活動等の強化を図り、治安維持に努めてまいります。

なお、さがみ野安全安心ステーションは、県の補助制度を活用して、海老名市が整備した防犯活動拠点ではありますが、厳しい財政状況の中、御要望の県による運営費負担は困難であります。

次に、海老名駅西口地区については、直近に海老名駅前交番及び約1.5km離れた場所に海西交番があり、現時点での交番の設置は困難な状況であります。

こちらについても、今後も同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

.....
<要望事項>

ウ 南足柄市においては、人口密集地区である岡本地区の岩原・沼田地域に新たな交番等を設置すること。

<措置状況>【警察本部】

交番の設置については、限られた予算及び人員で交番としての機能を最大限に発揮するために、スクラップ・アンド・ビルドを原則として、要望地区における犯罪及び交通事故の発生状況、行政区・面積・人口の実態、都市の形態、道路・鉄道の整備状況のほか、警察署、隣接交番・駐在所との位置関係、交

番用地の確保状況、配置に必要な警察官の確保等を総合的に勘案しながら検討しております。

岩原・沼田地域は、約 1.0 km 離れた場所に岡本交番があり、現在の交番の配置状況を踏まえ、前記事項を検討しますと、現時点での交番の設置は困難であります。

今後も、同地区の開発状況及び治安情勢の推移等を見ながら、交番等の適正な設置を検討してまいります。

.....

<要望事項>

(2) 道路交通安全対策の強化について

交通安全点検やパトロールなどで確認された情報をもとに、警察署に対し路面表示の補修や信号機の設置など、交通安全対策に関する要望を行っているが、予算上の都合として速やかな改善が図られていない状況にある。通学路周辺の改善は特に急務であり、これらに関する費用を確実に予算化し迅速に対応できる体制を構築すること。

<措置状況>【警察本部】

交通安全施設の整備については、厳しい県の財政状況を踏まえ、国の各省庁が所管する交付金の活用を図るなど、財源確保に向けた取組に努めてまいります。

また、設置要望等に対しては、道路状況、歩行者を含めた交通量、沿道環境及び交通事故の発生状況等を総合的に検討し、必要性の高い箇所から順次整備・更新してまいります。

特に道路標示の補修を重点的に実施し、とりわけ横断歩道については、平成27年までに把握している著しく摩耗し、視認性が低下している箇所を2か年で集中的に補修するよう実施してまいります。

2 地震防災対策の拡充について

<要望事項>

平成 26 年 3 月 28 日に「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「地震防災対策推進地域」及び「地震津波避難対策特別強化地域」、並びに「首都直下地震対策特別措置法」に基づく「緊急対策区域」が指定されました。

神奈川県では、近い将来、南関東地震、県西部地震などの発生が予測され、内閣府の中央防災会議が発表した南海トラフ巨大地震対策最終報告でも、津波や甚大被害の対策として、地域ごとにあらゆる手段を講じる必要があるとしており、引き続き県内の地震防災対策を強化することが必要です。

については、地震防災対策のさらなる拡充を図るため、次の事項について要望します。

(1) 地震防災対策の支援体制の拡充について

ア 神奈川県市町村減災推進事業について、防災対策に係る経常的な経費、常備消防の資機材及び消防団車両等への補助対象事業の拡大並びに補助率を引き上げること。

<措置状況>【安全防災局】

大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。

この事業において、県内の広域応援に資する常備消防の車両、消防団車両等を新たに補助対象とするとともに、耐震化、消防力強化等の重点事業の一部については、補助率を2分の1にすることといたしました。

＜要望事項＞

- イ 地震対策関連法や神奈川県が示した新たな津波浸水想定に基づき市町村が行う地震防災対策に対する支援体制の拡充及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

《措置状況》【安全防災局】

大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。

この事業において、県内の広域応援に資する常備消防の車両、消防団車両等を新たに補助対象とするとともに、耐震化、消防力強化等の重点事業の一部については、補助率を2分の1にすることといたしました。

また、県では、「県・市町村地震災害対策検討会議」等を通じて、国の知見や制度についての情報提供、説明等を実施し、関係市町村と緊密に連携をとりながら取組を推進しております。

.....

＜要望事項＞

- ウ 市町村消防防災力強化支援事業の一層の推進を図るため、木造住宅耐震化事業における補助額を引き上げるとともに、分譲マンション耐震化事業に対しての支援制度を新たに創設すること。

《措置状況》【安全防災局】

大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。

この事業において、木造住宅の耐震化促進事業のうち耐震診断事業の一部の補助上限額を引き上げるとともに、分譲マンションの耐震診断についても補助対象とすることといたしました。

.....

＜要望事項＞

- エ 平成27年度までとなっている市町村消防防災力強化支援事業を継続し、補助対象事業の拡大及び予算額の確保を図ること。

《措置状況》【安全防災局】

大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。

.....

＜要望事項＞

(2) 津波対策の強化について

- ア 浸水想定域への避難施設設置に対する支援などの新たな津波浸水想定を踏まえた防災対策への支援、国道134号線下への防潮扉の設置などの防災対策の実施、及び国が示す知見や制度に係る情報提供や協議を行うこと。

《措置状況》【安全防災局・県土整備局】

大規模災害発生時における人的被害や経済被害を軽減するため、市町村が実施する減災の取組に対して重点的な支援を行い、新たな地震防災戦略等の減災対策を推進することを目的に、「市町村消防防災力強化支援事業」と「市町村減災推進事業」を統合し、新たに「市町村地域防災力強化事業」を創設することといたしました。

この事業において、引き続き、津波対策を支援してまいります。

国道134号に設置されている市管理の地下通路への防潮扉の設置や、浸水想定域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援を行ってまいります。

また、津波防災対策は、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」等を通じて、国の知見や制度に係る情報提供や協議を行うなど、沿岸市町と緊密に連携をとりながら進めてまいります。

.....
<要望事項>

イ 国道134号を跨ぐ歩道橋について、平時は横断歩道橋として利用し、津波発生時には避難タワーとして活用できる施設の整備を検討すること。また、国の新たな知見に基づく「新たな地震による津波浸水予測と津波浸水想定」が公表されたことから、今後、県と市町が連携して対策を進めるにあたり、都市防災推進事業の拡充を国に求めること。

また、津波浸水想定区域内に鉄道路線を有する事業者が、駅舎の改良等によって鉄道利用者（観光客あるいは地域住民等）の津波避難場所の整備を促進するために、鉄道事業者に対する新たな補助制度の創設を国に働きかけること。

《措置状況》【安全防災局・県土整備局】

横断歩道橋については、道路法で「道路と一体となってその効用を全うする施設又は工作物」として定義されておりますので、避難タワーとして活用できる施設の整備は御要望に添いかねます。

なお、津波避難施設は、道路占用物件として神奈川県道路占用許可基準に規定されており、基準に適合する場合は、道路占用を許可することができます。

都市防災総合推進事業の拡充については、都市の防災構造化に関する制度の拡充等の推進を図るために全国の地方公共団体等で組織している「都市防災推進協議会」等を通じて国に要望してまいります。

また、津波防災対策については、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」等を利用して、沿岸市町と緊密に連携をとりながら進めてまいります。

なお、駅舎の改良等は、基本的には、鉄道事業者が自ら行うべきものと考えております。

津波避難場所の整備を促進するために、駅舎改良の補助制度の創設を国に働きかけることについては、まずは、地域防災計画等を策定している地元市町村が主体となって、都市再生整備計画事業など既存手法の活用も含めて、議論を深めていただきたいと考えております。

.....
<要望事項>

ウ 津波防災地域づくりの推進計画の策定及び総合的な津波防災対策について、沿岸市町と協議するとともに、専門的技術、知見に係る情報提供等の協力を行うこと。

《措置状況》【安全防災局・県土整備局】

津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画の策定にあたっては、津波浸水想定に関するデータの提供など、必要な技術的支援を行ってまいります。

また、津波防災対策は、県及び沿岸市町が中心となり、総合的・計画的に推進する必要があるため、「神奈川県津波対策推進会議」等を通じて、国の知見や制度に係る情報提供や協議を行うなど、沿岸市町と緊密に連携をとりながら進めてまいります。

.....
<要望事項>

(3) 土壌の放射能汚染に係る支援について

放射性物質汚染対処特措法により、放射性セシウム濃度が8,000ベクレル毎キログラム以下の廃棄物については、特定産業廃棄物・特定一般廃棄物として市町村や民間事業者が処理することとされているが、受け入れ先がなく、処分が進まない実態があるため、早急に処分できるよう措置を講じるとともに、これらに係る費用について、国や東京電力から速やかに補てんされるよう国に働きかけること。

《措置状況》【安全防災局・県土整備局】

県では、「原子力損害の判定等に関する中間指針」で示された損害類型（下水道・水道事業）に係わらず、事故由来の放射線対策に支出した費用全額について東京電力株式会社に賠償請求を行うこととし、請求に先立ち、県、市長会及び町村会の三者連名で同社に要請を行いました。

こうした中、東京電力株式会社からは自治体への補償に関する方針が段階的に示され、賠償手続きも順次進められているところです。

今後、補償に関する新たな方針が示された際には、速やかに県内市町村と情報共有いたします。

また、放射性セシウムの濃度が8,000ベクレル/kg以下の下水汚泥焼却灰等については、国の責任による最終処分場の確保や、下水汚泥焼却灰の処分に係る費用について、東京電力株式会社及び国の責任において、早期に万全の補償を行うことなどを、「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」で要望しており、引き続き、他の自治体と連携を図りながら、国に働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

(4) ダム決壊時の浸水想定区域の調査について

巨大地震などにより、城山ダムが決壊した場合の浸水想定区域を調査するとともに、国管理の宮ヶ瀬ダムについても同様の調査をするよう国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

県が管理しているダムは、現行のダムの設計基準である河川管理施設等構造令と同様の震度法により、耐震設計が行われております。

この震度法で耐震設計されたダムでは、東北地方太平洋沖地震を含め、これまでの大規模な地震において、ダム本体への被害は生じていないことから、県が管理するダムにおいても、想定される大規模な地震に対して、十分な安全性が確保されているものと考えております。

このダムの安全性の確保については、完成から長い年月が経過しているダムが、建設当時の状態を維持し、設計どおりの性能が確保されていることが必要となりますので、県では平成23年度より、ダムの本体や主要部分を形成するコンクリートの現況診断を計画的に実施してまいりましたが、管理上問題となるような変状や劣化の進行は見られず、健全な状態であることを確認しております。

この調査結果については、平成25年5月に下流域の各市町を訪問し、防災担当者を中心に説明させていただき、ダムの安全性についての御理解をいただいていたところですので。

このようなことから、ダムが決壊することは、想定しておりませんが、仮に地震による異常事態として、各ダムにおいて定められた操作方法によらない、緊急のゲート全開による放流をした場合について

も、相模川の浸水想定区域図で想定されている浸水範囲内となると考えておりますので、防災対策の検討としても御活用いただけるものと考えております。

ダムは、このような緊急放流に至らないように、十分な安全性をもって、設計施工されているとともに、常日頃からしっかりと点検を行っております。

今後も、ダムの安全性については、国等の動向や新しい知見を収集しながら、必要な対応を図ってまいります。

一方、国が管理する宮ヶ瀬ダムについては、これまでも国に伝えておりますが、再度、機会を捉えて、国に伝えてまいります。

3 地方の創意を活かした分権型社会の実現について

<要望事項>

持続可能な地域づくりの実現のためには、地域の個性を発揮し、自立した行政運営ができる環境を早急に整備していくことが必要です。

地方自治体においては、地方における先進的な諸施策を各都市間で情報共有等を図るとともに、近隣都市と相互に連携・協力を深め、効率的・効果的な行政運営が必要となります。

については、次の事項について要望します。

(1) 広域連携の支援について

平成26年度の地方自治法の一部改正に伴う市町村の新たな広域連携の取り組みに対しても人的・財政的支援をはじめとする適切な支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても新たな広域連携の取り組みに対応した神奈川県市町村自治基盤強化総合補助金の拡充を図ること。

《措置状況》【政策局】

広域連携の制度面では、平成26年度に地方自治法が改正され、連携協約や事務の代替執行といった広域連携の手法が広がったところです。

県としても、市町村も厳しい財政状況が続く中で、複数の自治体が連携して効果的・効率的に事務を処理する広域連携の取組は、今後ますます重要となってくるものと考えます。

市町村が実施する広域連携の取組が一層推進されるよう機会を捉えて適切な支援を国に働きかけてまいります。

また、市町村の広域連携の取組は、地域の実情に応じて市町村が主体的に御判断いただくものと考えておりますが、市町村が広域連携の取組を検討するに当たり参考となる全国での取組事例等の情報提供を行うなど、市町村の広域連携の取組を支援してまいります。さらに、具体的な広域連携の取組に応じて、関係市町村と協議しながら支援内容についても検討してまいります。

なお、平成24年度に創設した「市町村自治基盤強化総合補助金」においては、市町村の広域連携の取組に対する支援に重点化しておりますので、広域連携協約に基づいて、市町村が独自に実施する広域連携の取組については、当該補助金が活用できる場合もあります。

<要望事項>

(2) 中核市移行に伴う支援について

中核市への円滑な移行を実現するため、移行市に対し積極的な情報提供を行うとともに、保健所業務をはじめとする中核市に係る事務を円滑に引き継げるよう、人的及び財政的支援等の措置を適切に実施すること。

また、保健所を開設した場合、県の所管に残されるいわゆる「飛び地」の問題について、県の基本的な考え方を示すこと。

《措置状況》【政策局・保健福祉局】

中核市へ移行することで、対象市が、保健所の事務など住民に身近な行政分野の権限を自ら担うことができるようになり、地域の課題や住民のニーズを的確に踏まえた、特色ある行政サービスを主体的に実施することが可能となりますので、地方分権の趣旨にもかなうものと考えており、円滑な移行が実現されるよう必要な情報提供を行ってまいります。

また、移行に伴う人的支援については、保健所業務など県が保有する専門人材、技術・ノウハウを活用し、できる限り行ってまいります。

一方、財政的支援等については、課題を整理し、今後、対象市と個別に整理・検討してまいります。

中核市移行に伴ういわゆる「飛び地」については、「飛び地」が生じることで、住民サービスの低下を招かないことが重要と考えています。

中核市移行を目指す対象市とは、それぞれの地域の特性を考慮し個別に調整を行い、「飛び地」となる地域にも情報提供を行いながら、慎重に対応してまいります。

なお、茅ヶ崎市の保健所政令市移行に伴う寒川町域の保健所事務については、平成27年12月に県と市で締結した覚書の中で、茅ヶ崎市に委託をすることとしました。

4 社会保障・税番号法制度について

＜要望事項＞

いわゆる社会保障・税番号制度の導入にあたっては、運用開始までの期間が限られるなか、円滑な導入を進めていくことが重要となります。

ついては、次の事項について要望します。

(1) 社会保障・税番号法制度導入に伴う支援について

社会保障・税番号制度の導入にあたって、他市町村とのさらなる情報交換の体制を整備するとともに、市町村の予算編成等に支障が出ないように導入準備のために必要な情報を適時適切に提供することを国に働きかけること。また、法定受託事務であることから、事務費も含めた個人番号カード交付に関連する経費、カード所有者の異動に関する事務処理経費、地方公共団体等間の情報連携のために必要な接続テスト等のシステム整備経費のそれぞれに見合った額を補助対象経費として認め、その全額を補助するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

社会保障・税番号制度に係る情報については、引き続き、県内市町村に対する情報提供、情報共有に努めてまいります。

国に対しては、「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案（個別的提案）」として、「マイナンバーの円滑な運営の推進」について平成27年9月に提案を行っており、「制度導入に伴う条例改正等、地方側で対応が必要となる作業について、速やかな情報提供を行うこと」を提案しております。

また、制度導入に伴うシステム整備に係る財源措置についても、個別的提案で、財源措置について、「地方に新たな負担を生じないよう適切な財源措置を講じること。」を提案しております。

さらに、個人番号カード交付関連経費に係る財源措置については、「市町村で必要となる個人番号カード交付のための人件費や臨時窓口設置に係る経費等は、市町村に新たな負担を生じないよう適切な財源措置を講じること。」を国に働きかけております。

今後も、地方に影響を与える制度導入等に当たっては、「国と地方との協議の場」等において地方と十分協議を行い、地方の同意を得て実施することを求めるとともに、適切な情報提供と財源措置を講じよう、働きかけを実施してまいります。

5 地方創生に係る新型交付金制度について

<要望事項>

地方創生に係る平成 28 年度以降の新たな交付金については、地方の創意工夫を最大限尊重するためにも、あらかじめ地方の意見を十分聴き、真に自由な事業設計ができる柔軟な制度運用とすることが必要です。

については、次の事項について要望します。

(1) 地方創生に係る新型交付金制度に伴う支援について

地方創生に係る新型交付金の制度設計にあたっては、あらかじめ地方の意見を十分聴くとともにその内容を早期に明らかにし、また、地方の創意工夫を最大限尊重するため、交付にあたって不合理な制限を行うことなく、真に自由な事業設計ができる柔軟な制度運用とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

県では、「新型交付金」に関し、地方の創意工夫を実現できるよう、十分な規模と自由度の高い内容を確保するとともに、その地方負担について、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に地方財政措置を確実に講ずること、加えて、平成27年度の補正予算案においても思い切った措置を講ずることなどについて、全国知事会を通じて国へ要望しており、国の平成27年度補正予算において地方創生加速化交付金が創設されたところです。

「新型交付金」については、新型交付金（「地方創生推進交付金」）の取扱い（案）が示されましたが、県としては、国に対して、今後も制度運用に関する早期かつ具体的な情報提供を求めています。

6 人口減少対策について

<要望事項>

神奈川県は、大都市圏にありながら1市7町1村においては人口減少が進んでいます。県内自治体の機能維持及び人口に係る諸課題の解決のため、次の事項について要望します。

(1) 人口減少対策について

特定の地域の人口集中及び人口減少を緩和するための方策を県として講じること。

また、大都市圏であっても人口減少の著しい市町村については移住促進策等の人口減少対策を講じよう国に要望すること。

《措置状況》【政策局】

本県においては、県全体では今後しばらく人口の増加が見込まれていますが、県内を地域ごとに見ると、人口増加地域と人口減少地域が混在しております。

そこで、まず、既に人口減少が進んでいる県西地域や三浦半島地域で地域活性化に重点的に取り組んでまいります。取組を進める際には、それぞれの地域で「一枚岩」になり、「地域らしさ」にこだわり、創意工夫してマグネット力を増していく必要があると考えております。

一方、人口の増加が見込まれる地域については、特に、病気になってから治すのではなく、未病から治し、医療・介護が必要ない人を増やすことが重要だと考えております。本県が、超高齢社会を乗り越えるため、強力に推進している「ヘルスケア・ニューフロンティア」、健康寿命を延ばす取組は、地方創生に大変有効な方策であると考えております。

このほか、県においても、県内各地域の魅力を生かした個性的なライフスタイルを発信し、県内への移住を促進する取組を進めてまいります。

また、地方創生を推進するに当たって、国は、本県を東京圏として人口集中の是正対象の東京と同様に扱う動きがありますが、本県においても人口減少地域が存在することなどから、地方創生においては、

一地方だと認識しており、特に人口減少の著しい地域についてきちんと配慮を加えるよう、県としても国に要望しております。

7 都市税財源の充実・強化について

<要望事項>

地方分権・地域主権改革の推進は、地方自治体の自主的かつ自立的な行財政運営、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図るうえで、必要不可欠です。

これらの改革を着実に推進するためには、国から地方への権限の移譲などとともに、地方税源の充実・確保や地方交付税等の税財政上の措置のあり方など、都市税財源の拡充が求められています。

については、次の事項について国に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 都市税財源の充実・確保について

ア 平成26年度税制改正において、地方法人課税の偏在是正を目的とし、法人住民税法人税割の一部を国税化することになり、また平成29年4月の消費税率引き上げ時にさらに拡大する見込みであり、このことは地方分権への歩みを止めるものであることから、法人住民税の一部国税化の見直しを行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

地方の税源の偏在是正にあたって、法人住民税の一部を単純に国税化し、偏在是正の財源として活用することは、地方分権の観点に沿った税制のあり方として極めて不適切です。地方の税源の偏在是正は、国から地方への税源移譲等により地方税財源を拡充する中で、国の責任で行うよう、あらゆる機会を捉えて国に要望してまいります。

<要望事項>

イ 事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直しを実施される際には、都市が自主的かつ自立的に行政需要に対応できるよう、都市自治体への税源移譲の積極的かつ計画的な推進を図るとともに、臨時財政対策債への振替措置の廃止など地方交付税制度の改正により、地方税財源を充実強化するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

市町村の税財源については、平成27年10月に予定されていた地方消費税の税率の引き上げが、平成29年4月に延期された一方で、地方交付税については、交付税原資の安定性の向上・充実を図るため法定率の見直しが行なわれました。

地方分権の推進に当たっては、税源移譲により自主財源を確保することが重要であり、また、臨時財政対策債については、本来の地方交付税に還元することが必要であると認識しております。

今後とも、地方税財源の充実が図られるよう、全国知事会など地方六団体を通じて、機会を捉えて国に要望してまいります。

<要望事項>

ウ ゴルフ場利用税については、税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村にとって貴重な財源となっていることから、引き続き堅持することを国に働きかけること。

《措置状況》【総務局】

ゴルフ場利用税は、行政サービスの対価として負担していただく税であり、また、ゴルフ場が所在する自治体の行政需要を賄う貴重な財源となっていることから、県としても堅持するよう、全国知事会等を通じて要望しております。

.....
<要望事項>

(2) 国庫補助負担金について

ア 税源移譲を伴わない国庫補助負担金の削減等を行わないこと。

また、補助単価、対象、基準等については、実態に即した改善を行い、都市自治体の超過負担の解消を図ること。

《措置状況》【政策局】

国庫補助負担金の削減等に当たっては、その所要額を確実に税源移譲するなど、地方自治体の裁量権の拡大につながる措置がなされるよう、国に働きかけてまいります。

また、国庫補助負担金の地方超過負担についても、未だに解消されず、国と地方の財政秩序を乱しており、地方財政を圧迫する原因となっていることから、適切な財源措置がなされるよう、併せて機会を捉えて国に働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

イ まち・ひと・しごと創生事業の実効性を高めるため、その財政需要に対して、地方交付税だけでなく補助金等により適切に交付するよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

県では、「新型交付金」に関し、地方の創意工夫を実現できるよう、十分な規模と自由度の高い内容を確保するとともに、その地方負担について、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円とは別に地方財政措置を確実に講ずること、加えて、平成27年度の補正予算においても思い切った措置を講ずることなどについて、全国知事会を通じて国へ要望しており、国の平成27年度補正予算において地方創生加速化交付金が創設されたところです。

また、御要望の趣旨も踏まえ、市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするため、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保されるよう国に求めてまいります。

.....
<要望事項>

(3) 地方債制度について

高金利時代の地方債に係る公債費負担を軽減するため、補償金免除繰上償還制度に代わる新たな公債費負担軽減対策制度を創設し、制度要綱で条件を定める場合は、対象とする金利の引き下げや財政力指数及び資本費といった許可要件の緩和を図ること。

《措置状況》【政策局】

公的資金補償金免除繰上償還については、平成19年度から24年度まで実施され、25年度は、特定被災地方公共団体に限り認められていましたが、25年度限りで制度が廃止されたところです。

しかしながら、臨時財政対策債による公債費の増加などにより、県内市町村も厳しい財政状況にありますので、公債費負担の軽減については、引き続き、国に対して要望してまいります。

なお、県独自の公債費負担の軽減策として、過去に県内市町村が、公共施設等整備のために民間金融機関等から借入した資金を、低利の市町村振興資金貸付金へ借換できることとし、平成27年度から実施しております。

.....

<要望事項>

(4) 地方交付税について

不交付団体における国庫補助金等の補助率の較差の解消及び特例債の創設を国に働きかけること。

<措置状況>【政策局】

市町村が自立かつ安定的な財政運営を行うことができるようにするためには、国と地方の適切な役割分担のもと、公平かつ十分な財源が確保される必要があります。

こうしたことから、御要望の趣旨も踏まえ、国庫補助金等の補助率の較差の解消等を国に求めてまいります。

8 都市に対する県助成制度の改善について

<要望事項>

県の各種助成制度等については、国、県、市それぞれの役割を果たすうえで、重要な役割を担ってきました。

県においては、財政健全化を目的として、さまざまな補助金、交付金制度の見直し等を行っており、各都市の財政負担の増加や住民サービスの低下等が懸念されています。

については、次の事項について県の積極的な支援を要望します。

(1) 県補助金等の是正について

ア 市町村事業推進交付金については、県民の生活に直結するため個別に関係団体の意見を反映する等のきめ細かな検討を行い、安易な休廃止や一括交付金化という看板のもとでの減額など、削減ありきの見直しを行わず、検討内容や経過についてきちんと市町村へ情報提供をすること。また、所要額総額を確保するため十分な予算措置を行ったうえで、徹底的に事務を簡素化し、県・市町村負担の軽減策を講じるとともに、市町村自治振興事業会計に一般会計から所要額を繰入すること。

<措置状況>【政策局】

市町村事業推進交付金では、事務の効率化と市町村の創意工夫の促進を図ることをその趣旨としております。

一方で、最終受益者や現場への影響を勘案し、当面の間は、交付金化された15事業の補助金における要件を継承し、提出様式等も既存のものを活用しているところです。

交付金化に当たっては、窓口の一本化や添付資料の大幅な削減等も行っているところですが、今後とも事業主体である市町村の意見を聞きながら、さらなる事務の簡素化や一般会計と市町村自治振興事業会計との財源バランスの検討に努めてまいります。

.....

<要望事項>

イ 県補助金については、毎年度の当初予算編成において、さらには、年度開始後の交付決定等において削減等が実行され、市町村の計画的な財政運営を阻害しているため、県、市町村の役割と費用負担の見直しが、安易な市町村転嫁とならないよう対策を講じること。

《措置状況》【総務局】

市町村補助金の見直しにあたっては、個々の補助金ごとの設立の経緯や事情を勘案するとともに、関係課が連携しながら、きめ細かく調整を図っております。

＜要望事項＞

ウ 暮らし・にぎわい再生事業及び都市再生整備計画事業に係る補助要綱等の整備を行い、民間事業者への地方公共団体負担分について市と協調し応分の負担を行うこと。

《措置状況》【県土整備局】

小田原駅東口お城通り地区については、平成16年11月に優良建築物等整備事業の採択を受けて、基本設計、地盤調査、実施設計を実施するなど、県も補助金を支出して支援してきましたが、施行業者の民事再生法適用などにより事業が休止されました。

その後、国が暮らし・にぎわい再生事業を創設したことから、平成23年度に、小田原市は県の補助がないことを前提として、この事業を活用することとしたと認識しております。

県財政健全化に向けた取組を進めている中、県の補助対象を新たに創設することは、極めて困難な状況にありますので、国交付金の確保等について、技術的な支援を行ってまいります。

9 社会福祉施策の充実について

＜要望事項＞

今日の我が国は、少子・高齢化が世界に例を見ないスピードで進行しており、経済や社会保障、地域福祉などの多くの分野に重大な影響を与えています。こうした社会経済情勢のもとでは、社会福祉を向上させ、だれもが生活しやすい社会を実現していくことが重要です。

ついては、社会福祉施策の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 高齢者施設の整備に対する支援等について

ア 特別養護老人ホーム等の施設整備について、施設整備費の増加や補助金の削減などにより施設設置者の財政負担が増大していることから、支援制度の充実等により福祉施設設置者の負担軽減を図ること。

《措置状況》【保健福祉局】

老人福祉施設等の整備については、「かながわ高齢者保健福祉計画」において計画的な整備促進を位置付けており、今後も計画の達成に向けて、予算の確保に努め、着実に整備してまいります。

＜要望事項＞

イ 養護老人ホームの運営に係る補助金については、その必要性や役割を十分に踏まえ、入所者の生活に影響を及ぼすことのないよう県・市相応の負担とすること。

《措置状況》【保健福祉局】

養護老人ホームのセーフティネットとしての役割や必要性に鑑み、県の補助制度の継続に努めてまいります。

＜要望事項＞

ウ 入所者の安全を維持するため、老人福祉施設等の老朽化に伴う大規模修繕に対する支援制度を確立すること。

また、社会福祉法人として安定した運営を行うため、改築に対しても補助金を交付すること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

老朽化した施設の大規模修繕に対する補助制度については、まずは新規施設の整備目標の達成に向けた着実な補助を行っているところですので、現時点では困難であります。

また、老朽化した施設の改築に対する補助制度については、新規施設の整備目標の達成に向けた着実な補助を行っているところですので、現時点では困難と考えております。

＜要望事項＞

(2) 在宅医療体制の構築に向けた支援について

住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるように支援する地域包括ケアシステムの構築にあたっては、在宅療養における訪問診療医の役割が必要不可欠となるため、訪問診療医の育成・確保、在宅療養支援診療所の開設及び ICT ネットワークを介した広域的な情報共有システムの構築に対する財政的支援を講じること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

県では、広域的な取組として、先行する自治体の取組事例を紹介するなど、市町村の体制づくりを支援するとともに、「地域医療介護総合確保基金」を活用して、在宅医療の担い手となる医師、看護師等の育成などを行い、市町村の取組を支援してまいります。

＜要望事項＞

(3) 介護保険制度の充実について

ア 都市自治体による要介護認定、保険料の賦課・徴収、保険給付等の事務に係る多大な財政負担を避け、介護保険の健全な財政運営を図るため、次のことについて国に働きかけること。

(ア) 介護給付費負担金の国庫負担分率を 25%とし、調整交付金を別枠とすること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

介護給付費財政調整交付金については、全国平均（5%相当）の交付率を下回る場合、不足分が第1号被保険者の保険料に転嫁され、保険料負担の増加につながるという問題があることについて、これを制度上別枠措置するよう国へ要望しております。

＜要望事項＞

(イ) 介護サービス基盤整備に関する施設整備や人材育成・確保体制に対する十分な財政支援を図ること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

介護サービス基盤整備に関する施設整備については、地域医療介護総合確保基金（介護分）を十分に活用して取り組んでまいります。

＜要望事項＞

イ 平成 29 年度に予定されている低所得者への軽減措置を確実に実施し、国の責任において負担するように国に働きかけること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

低所得者への軽減措置について、制度改革の趣旨を踏まえた適切な実施が確保されるよう、必要な財源措置について国に要望しております。

＜要望事項＞

ウ 次期介護報酬の改定においては、介護職員の十分な確保を図るため、介護報酬の充実を国に働きかけること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

介護従事者の処遇改善について、業務内容に見合った適切な給与水準が確保されるとともに、キャリアアップの取組が促進されるための報酬充実が図られる必要があるという認識のもと、介護保険制度において、質の高い介護サービス提供に対する適切な評価等により、従業者の資質向上や定着確保に向けたインセンティブが働く仕組みが構築されるよう国に提案しております。

＜要望事項＞

(4) 市民後見人の養成について

平成 24 年度から県において実施されている市民後見人養成研修を引き続き、実施するとともに必要な予算の確保に努めること。地域医療介護総合確保基金による介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）についても、市町村が安定した財源のもと、適切に事業を遂行できるよう国との協議を進めること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

市民後見人の養成は、老人福祉法等において、市町村の役割とされておりますが、県の役割としても、市町村に対し助言、その他の援助を行うよう努めるとされているところであり、引き続き、市町村と連携し、同研修を継続して実施するよう努めてまいります。

また、介護人材確保対策事業（権利擁護人材育成事業）についても、市町村の市民後見人養成に係る事業が適切に遂行できるよう、努めてまいります。

＜要望事項＞

(5) 障害者福祉の充実について

ア 平成 24 年 4 月に重度障害者医療費助成制度が改められ、精神障害者の 1 級の通院の医療費が対象となったが、対象者を療育手帳 B 1 の方まで拡大するとともに、入院についても制度の対象とすること。

また、地域間で助成対象者に格差が生まれないように、全国統一の制度を創設し国の事業として拡充するよう国に働きかけること。

さらに、重度の身体・知的障害者の医療費助成制度における、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに 65 歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について、撤廃すること。

《措置状況》【保健福祉局】

県の補助対象は、身体障害者1・2級、IQ35以下、身体障害者等級3級でかつIQ50以下、精神障害者等級1級の重度障害者（精神障害は通院に係るもの）が対象となっておりますが、療育手帳B1の方や、精神障害1級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しております。

また、重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からの意見も聞きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入、対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解くださるようお願いいたします。

今後の制度のあり方については、見直しによる県民や市町村の影響が大きいことから、まずは市町村との検討の場を設け、制度の様々な課題について協議してまいります。

なお、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障害者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

.....
<要望事項>

- イ 身体障害者や知的障害者に実施されている各種交通運賃の割引について、制度から除外されている精神障害者を割引の対象にするよう、国や交通事業者に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害者に対する公共交通機関の運賃割引制度の充実については、全国的な課題であることから、県では、全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会などを通じて、国に要望しております。

また、精神障害者のバス割引について、神奈川県バス協会を通じた働きかけを行っており、平成25年度、平成26年度には神奈川県バス協会等に書面で要望を行い、また、今年度も同協会を訪問し、直接要望を行ったところであります。

今後も引き続き要望してまいります。

.....
<要望事項>

- ウ 障害福祉サービス及び障害児通所支援に係る自立支援給付事業等については、全額国の負担とすること。

また、障害者総合支援法による市町村地域生活支援事業については、国が実施している統合補助金方式を改めるとともに、国庫補助率1/2を確保するよう確実な財源担保を国に働きかけること。また、障害支援区分認定等事務費における市の負担を1/4にとどめること。

さらに、市町村の財源負担が残る場合は、障害施設等社会的資源が地域間で偏在する現状を鑑みて、居住地特例の継続を国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害福祉サービス費等及び障害児通所支援に係る自立支援給付費等の費用負担については、障害者総合支援法及び児童福祉法において、その費用の4分の1を負担することになっている県においても、高い伸び率で増大しており、市町村においてその財政を圧迫していることは理解しているところです。

県としては、障害福祉施策において市町村に過大な負担が生じないよう、他都道府県とともに、関東甲信ブロック民生主管部（局）長会議や16大都道府県障害福祉主管課長会議を通じて国に要望しており

ます。

また、地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り市町村に大幅な超過負担が生じていること、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しております。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しております。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講じるとともに、配分方法については各自治体に情報提供することについても国に要望しております。

特に、障害者総合支援法で指定した必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障害者の日常生活や社会参加など障害者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても適確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。

併せて、平成25年度から地域生活支援事業に位置付けられた障害支援区分認定等事務費については、本来、障害者総合支援法に基づき、市町村が行うこととされている支給決定に係る事務処理に要する経費であり、市町村の判断により地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟な事業形態で実施できるという地域生活支援事業の趣旨に沿わないと考えるため、従来どおりの事業が円滑に実施できるよう従来の統合補助金としての財源に加え必要な財源措置を講じることとして全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会において国に要望しているところです。

なお、居住地特例に係る規定については従前からの取扱いが継続されておりますので、引き続き国の動向を注視してまいります。

<要望事項>

- エ 重症心身障害児者の地域移行と在宅生活の継続維持のため、障害保健福祉圏域における日中活動系施設及び長期・短期入所施設の整備を図り、「住まいの場」と地域社会へのサービス提供機能を県内均質に確保すること。

《措置状況》【保健福祉局】

県は、民間施設において、医療的ケアが必要な障害者の受入ができるよう、交付金化された「障害者地域生活サポート事業」における「短期入所利用促進事業」、「重度重複障害者個別支援事業」及び「医療的ケア支援事業」を実施する市町村に交付金を交付しております。

また、医療的ケア等の必要な重度障害者のグループホームや日中活動の場の確保等、施設等整備を促進する必要があると考えていることから、これらを施設等整備方針とし、平成28年度の国庫補助協議対象事業を公募するとともに、この施設等整備方針に沿った整備計画を必要性、緊急性等の観点で踏まえ選定し、それらの設置促進を図っていくこととしています。

<要望事項>

- オ 重度訪問介護事業等訪問系サービスは、国の負担基準による負担金の上限設定があり、この上限を超えた部分については、国はその2分の1を補助する制度を構築している。しかし、当該補助制度を活用するには、県においても一定の割合で補助する制度の構築が前提になっていることから、神奈川県においてもこの補助制度を創設すること。

《措置状況》【保健福祉局】

障害者総合支援法に基づく自立支援給付費の国庫負担金について、居宅介護や重度訪問介護などの訪問サービスには国庫負担基準が設けられており、現に国庫負担基準額を超過している市町村があることは承知しております。

国は国庫負担基準額を超過した市町村に補助を行う都道府県に対する補助制度を設けていますが、本来は都道府県や市町村に過大な負担が生じることがないように、国において国庫負担基準を適切に設定すべきものであると考えます。

本県では、市町村の超過負担が生じることのないよう、市町村における介護給付費等の支給決定状況の実態を踏まえた国庫負担基準の見直しや国庫負担基準額を超過した場合は補助金ではなく、義務的経費としての財源措置を講じることについて、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会等を通じ、他の都道府県と共同して国に要望しております。

.....
<要望事項>

カ 障害者の就労支援の充実を図るため、複数市町村で構成する地域就労援助センター事業は、県の市町村事業推進交付金の対象となっているのに対し、市単独で実施している就労支援事業は同交付金の対象となっていないことから、市単独で実施している事業に対しても財政的な支援を行うこと。

《措置状況》【政策局・保健福祉局】

障害者の就労支援事業は、働く意欲のある障害者が地域で支援を受けることにより、自立の促進を図ることができる有意義なものと認識しております。

このため、本県では、県内市町村と連携し、一般企業等での就労が困難な障害者の就労を促進する観点から、県所管域の障害保健福祉圏域に各1箇所、「地域就労援助センター」を設置することとし、現在、県独自の財政的支援として市町村事業推進交付金による支援を行っているところです。

さらに、国とも連携しながら、障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、就業面及び就業に伴う生活面の支援を一体的に行う「障害者就業・生活支援センター」を県内の障害保健福祉圏域に各1箇所設置し、広域的に障害者の就労支援に取り組んでいるところです。

こうしたことから、県としては、引き続き「地域就労援助センター」に対する支援を行うなど、広域的な障害者の就労支援にしっかりと取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

(6) 児童福祉の充実について

ア 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、子ども及び子どもを養育している者に対して、十分な支援が行われるよう自治体への財政支援を行うこと。

《措置状況》【県民局】

子ども・子育て支援新制度の着実な対応を図るため、幼児期の教育・保育にかかる給付費や地域子ども・子育て支援事業にかかる交付金について、実施主体である市町村の積算に基づき、県負担として必要とされている全額を予算措置しております。

なお、本県としては国に対し、新制度の目的である幼児期の教育・保育サービスの量的拡充と質の向上を行うために必要な1兆円超の財源確保と、1号認定の子どもに対する給付費にのみ設定されている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会を捉えて要望を行っております。

＜要望事項＞

イ 教育標準時間認定（1号認定）の子どもに係る施設型給付の「地方単独費用部分」のうちの国基準に基づく県補助分を減額することなく全額補助すること。

また、国が本来負担すべき部分を地方に転嫁することのないよう、制度本来の国2・都道府県1・市町村1の負担割合とすることを国に働きかけること。

＜措置状況＞【県民局】

幼児期の教育・保育にかかる給付費については、1号認定子どもの「地方単独費用部分」も含め、実施主体である市町村の積算に基づき、県負担として必要とされている全額を予算措置しております。

なお、本県としては、1号認定の子どもに対する給付費にのみ設定されている経過措置である「地方単独費用部分」の速やかな廃止について、機会を捉えて国に要望を行っております。

＜要望事項＞

ウ 保育緊急対策事業費補助金については、待機児童の多くを占める0～2歳児の保育所への受入促進や児童の健康管理を図るため平成27年度から補助金の交付が行われているが、低年齢児受入対策緊急支援事業など要領の一部は27年度・28年度の2年間に限定されている。

補助金の減額は、民間保育所への影響が甚大であることから、制度の継続もしくは同様の補助内容となる代替りの制度を創設し、継続的な補助を行うこと。

＜措置状況＞【県民局】

保育緊急対策事業費補助金を構成する5事業のうち、低年齢児受入対策緊急支援事業を含む3事業は、当面の待機児童対策及び新制度への円滑な移行を目的としていることから、28年度までの集中的な取組として実施しています。

29年度以降の補助制度のあり方については、子ども子育て支援新制度における公定価格の水準やその他国庫補助制度の動向も踏まえながら検討してまいります。

＜要望事項＞

エ 子ども・子育て支援新制度において新たに設けられた子育て支援員研修事業では、各種研修について原則として都道府県が実施することとされているほか、研修体系の中には家庭的保育事業に関する課題も含まれていることから、質の高い研修の開催や効率性等を考慮し、県の主催で早期に実施すること。

＜措置状況＞【県民局】

子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業は地域型保育事業の1つとして市町村の認可事業となり、家庭的保育補助者については、新たに「子育て支援員」として位置づけられたことから、県は政令・中核市と共同で「子育て支援員研修」を実施してまいります。

まずは、新たな制度である「子育て支援員」の養成に注力してまいります。御要望の趣旨については、県内市町村における家庭的保育者の養成状況や研修実施上の課題を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきます。

＜要望事項＞

オ 児童虐待への対応として、市が児童相談所と素早く連絡をとれる体制作り、要保護児童対策協議

会の体制強化等児童虐待に対する市町村体制構築に向けた支援を強化すること。

《措置状況》【県民局】

児童虐待への対応については、要保護児童対策地域協議会において関係機関との連携を図り、迅速に対応することが重要であると認識しております。これまで、各児童相談所において、要保護児童対策地域協議会の調整機関である、市町村の児童福祉主管課等との連携、支援に取り組んでまいりましたが、平成27年度より、各児童相談所の児童福祉司を増員し、要保護児童対策地域協議会の支援等を担う支援担当福祉司を新たに配置いたしました。

この支援担当福祉司を中心に市町村との連携や、市町村への支援の充実に努めてまいります。

.....
<要望事項>

(7) 幼稚園就園奨励費補助制度の充実について

幼稚園就園奨励費補助制度については、国における幼児教育の無償化に向けた段階的取り組みにより、保護者に対する補助単価がさらに増額となる見込みであり、これに伴い、市町村の負担がより一層増大することが予測されるため、現行の市町村に対する国の補助割合（補助対象額の3分の1）を引き上げるよう、国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

幼稚園児のいる家庭の保護者負担の軽減については、国において幼稚園就園奨励費補助を実施しております。

補助制度の充実については、全国都道府県教育委員長委員協議会・全国都道府県教育長協議会において国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

(8) 生活保護費負担金について

ア 生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割に係るものであることから、生活保護費負担金については全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

また、生活保護法の適用対象とならない外国人に対する支援についても、同様に全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

生活保護負担金については、「平成27年7月全国主要都道府県民生主管部（局）長連絡協議会」を通じ、全額国庫負担とすることについて、国へ要望しております。

外国人に対する保護については、厚生省社会局通知「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」（昭和29年5月8日社発第382号）により取り扱っており、これにかかる地方の負担についても、地方交付税交付金の基準財政需要額に含まれているところですが、交付金の充実については今後も国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

イ 年々単身高齢者の割合が増え、高齢者の孤独死等も多くなっている状況から、単身世帯の生活保護受給者が死亡した後にも居宅の家財処分が適用できるように国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

単身の被保護者が死亡した場合の家財処分の適用については、処分に必要な最小限度の費用の支給を認めるよう、保護の実施要領の改正意見を平成27年度も国へ提出しています。

＜要望事項＞

(9) 生活困窮者自立支援法関係支援事業の国庫負担等について

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法における各種支援事業の財源となる国庫負担について、生活保護と同様の補助率の財源確保を図るよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

生活困窮者自立支援法に基づく各種支援事業については、同法で国庫負担金率及び国庫補助率が規定されていますが、各地域において、法の趣旨に則った生活困窮者の自立の支援が行えるよう、必要な財源措置等について、今後とも国の動向を注視しながら、必要に応じて国に働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(10) 無料低額宿泊所に対する法整備について

無料低額宿泊所は、社会福祉法に基づく施設であるが、事業開始後の届出が義務付けられているだけで、施設整備や運営に関する最低基準等も具体的には定められていないことから、無料低額宿泊所が入居者の生活の向上と地域福祉の推進に資するよう、届出制の見直しと、設備・運営等の基準の明確化、指導の権限強化などの法整備を行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

無料低額宿泊事業については、対象事業の範囲を法令上で明確にすること、また、設備及び運営の規準等の基本事項を法令で位置付けることを、国に働きかけています。

10 国民健康保険制度の充実について

＜要望事項＞

国民健康保険制度は、構造的に高齢者や低所得者を多く抱えていることや、医療の高度化による医療費の増加などにより、厳しい財政運営を迫られています。こうした中、国では制度の改正や保険者の再編・統合など、構造的課題の解決に向け動き始めています。

については、新たな医療制度の創設にあたって、国民健康保険事業の広域化及び財政基盤の安定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 国民健康保険制度の財政基盤の強化について

ア 年々増加する保険給付費により厳しい財政運営が続いているなか、国民健康保険制度の健全で継続した安定を図るため、国庫負担を引き上げるなど、保険者の負担軽減を図ること。また、出産一時金の廃止にみられるように市町村国保財政に負担の増加となる補助金の廃止を行わないことと、一般会計からの繰入に対しても十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

さらに、低所得者対策及び社会保障サービスである地方単独事業への財政支援を行うこと。

《措置状況》【保健福祉局】

国民健康保険制度の見直しについては、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、都道府県と市町村の役割分担が示されるとともに、財政上の構

造問題の解決策として、3,400億円が公費投入されることとなりました。

この規模は、本州市町村も含む一般会計から国保特会に繰り入れられている総額3,500億円に相当するもので、市町村国保財政の負担軽減につながるものとなりました。

既に、平成27年度において保険者支援制度として1,700億円の公費が投入されましたが、残る1,700億円の取扱いについては、全国市長会も参加する国保基盤強化協議会において協議が行われております。

県では県内市町村と協議し、残る1,700億円が本州市町村に確実に財政措置されるよう厚生労働省に要望しておりますが、引き続き、市町村国保財政の負担軽減に向け、福祉医療費助成制度の実施に伴う国庫負担金等の削減措置の廃止などについて、国への要望や提案を行ってまいります。

<要望事項>

- イ 特定健診・特定保健指導の円滑な実施に対応すべく、人材確保及び電算システム整備等について、財政措置及び支援策を講じること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

特定健康診査及び保健指導による医療費適正化の効果は、診療報酬に基づく保険給付費に対する国庫負担の抑制に結びつくことを踏まえ、制度の確実な実施を図るために必要な財政措置を行うよう、関東甲信ブロック民生主管部局長会議等を通じて、国に対して働きかけを行っており、今後も、機会を捉えて働きかけてまいります。

<要望事項>

- (2) 国民健康保険における県普通調整交付金の見直しについて

国民健康保険における県普通調整交付金について、医療分の算定方法の見直しを図るだけでなく、自治体間の財政調整のため、現在の定率による交付から所得水準に応じた交付に改めること。

<<措置状況>>【保健福祉局】

神奈川県における都道府県調整交付金の普通調整交付金の交付方法は、厚生労働省が定めた「都道府県調整交付金ガイドライン」を踏まえながら、県と市町村で構成する医療保険改革検討協議会の場で協議し決定しており、現在の定率交付もそうした協議を通じて決められたものと理解しております。

なお、平成30年度からの国保制度改革では、医療費だけでなく所得についても市町村間の財政調整が国保事業費納付金で行うとされており、自治体間の財政調整は、国保事業費納付金の算定方法を市町村と協議する中で整理されるものと考えております。

11 地域保健医療対策の充実について

<要望事項>

全ての人が健康で心豊かに生活できる、活力ある社会を実現するには、地域福祉の体制や医療サービスを、必要とする地域住民が享受できるよう充実することが重要です。今後、ますます多様化するニーズに対応しながら、一人ひとりの健康の保持や増進に向けた、きめ細かな施策を展開することが強く求められています。

については、地域における保健医療対策の充実を図るため、次の事項について要望します。

- (1) 小児医療費助成制度について

- ア 子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよ

うに、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけること。

また、自治体が乳幼児医療費助成等を行っている場合の国民健康保険に係る国庫負担金の減額措置を講じないよう国に働きかけること。

《措置状況》【県民局・保健福祉局】

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するよう、県として、「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

また、国による福祉医療費助成制度の実施に伴う国民健康保険国庫負担金等の削減措置は、国が本来果たすべきセーフティーネットを担っている地方自治体の取組を阻害するものであり、国保財政に多大な負担を強いるものです。

県としましても、「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」や全国知事会、十四大都道府県国保主管課長会議を通じて、国庫負担金等への削減措置の廃止について国へ働きかけを行っております。

なお、国において9月に設置された「子どもの医療費助成に伴う削減措置を緩和する方法を議論する検討会」でも議論がなされているところですので、今後も国の動向を注視し、必要に応じ機会を捉えて働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

イ 小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、緊急財政対策等による補助金の廃止、減額をすることなく、他都県と同水準まで小児医療費助成に対する県の補助率を引き上げること。また、対象者の一部負担金を撤廃すること。

《措置状況》【県民局】

小児医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度については、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、実施主体である市町村に対して県が補助を行っております。

小児医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度の今後の方向性については、対象者も多く県民への影響が大きいと、慎重に検討してまいります。

なお、県としては、小児医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設すべきと考えており、「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に対して要望いたしました。

今後も、国の制度として小児医療費助成制度及びひとり親家庭等医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

ウ 小児医療助成事業については、通院分の補助対象年齢を拡大すること。

《措置状況》【県民局】

小児医療費助成制度については、本県と市町村との協議により、通院について、病気にかかりやすく、症状が急変しやすいと、医療費の負担が非常に重い、小学校就学前までの子どもを補助対象としており、補助対象年齢を引き上げることは考えておりません。

<要望事項>

(2) 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

ア 県の保健医療計画に基づき、深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、小児救急医療施設の運営に関する助成制度の創設など、医療環境の整備並びに医師を安定的に確保する対策を早急に講じるとともに、国にも働きかけること。また、県立足柄上病院を含む県立病院の医療体制の充実を図ること。

また、深刻な看護師不足に対応するため、看護師等修業資金の拡充など、看護師の養成や確保について必要な措置を講じること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では中期的な取組として、県内4大学医学部に地域枠を設定し、入学定員を増員するとともに、卒業後の一定期間、県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行うことで、県内の医師確保を図っております。

また、平成27年1月に医療勤務環境改善支援センターを設置し、医療従事者の勤務環境改善に向けた支援を行うとともに、特定の診療科や地域による医師の偏在の解消に取り組むため、10月に地域医療支援センターを設置いたしました。

さらに、医師臨床研修制度の見直しや、不足している特定の診療科や地域による医師の偏在を解消し、必要な医師を配置できる仕組みを構築するよう国に対して要望しております。

小児救急支援事業については、国庫補助事業としては平成25年度限りで廃止となり、平成26年度から「地域医療介護総合確保基金」を活用して、各都道府県においてより柔軟な形で対応が可能となったところです。本県においても、当該基金を活用し事業が実施できるよう、各市町村から提出された事業計画を国へ提出しており、事業計画書どおりに交付決定が行えるよう機会を捉え国に働きかけてまいります。

なお、足柄上病院を含む県立病院においては、それぞれの病院の地域性や専門性に応じた医療体制の充実を図っており、県としてもそうした取組を進めるよう引き続き神奈川県立病院機構などに働きかけてまいります。

看護職員の養成・確保対策については、修学資金の貸付、民間養成施設及び実習受入施設への支援、潜在看護職員に対する再就業支援、看護職員の離職を防止するための研修、院内保育所に対する補助等に引き続き取り組んでまいります。

<要望事項>

イ 産科医が不足している地域の危機的状況に対し、質の高い効率的な保健医療体制を整備するための施策等支援を行うこと。

《措置状況》【保健福祉局】

県としても、安心安全な分娩環境を確保するため、27年3月に県産科医師確保対策研究会から提出された提言の3つの柱の実現に向けて取り組んでまいります。

具体的には、提言の第一「産科医師の集約化」を実現するため、ハイリスクな分娩を担う拠点病院に医師を集約化し、正常分娩を担う地域の医療機関との連携体制の強化に向けて、地域連携検討部会を設置し、地域の実情を踏まえて医療機関や関係団体と丁寧に調整を進めてまいります。

提言の第二「産科医師が働き続けられるための環境の整備」を実現するため、女性医師の割合が年々増加していることを踏まえ、子育てをする産科医師が勤務を継続できるよう院内保育所の拡充などの支援策を検討してまいります。

提言の第三「医学生・初期研修医の産科医療への参入の推進」を実現するため、平成21年度から産婦人科が初期研修の必修科目から外れたことなどを踏まえ、学生や研修医に早い段階から産婦人科の魅力

に触れる機会を提供する事業を実施しております。

産科医不足の解消には、人材育成など時間を要するものもありますが、少子化対策は喫緊の課題であることから、今後も安心安全な分娩提供体制の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

(3) 妊婦健康診査に対する支援について

妊婦健康診査の費用について、交付税対象とせず、全額国負担とすること。

また、安心して子どもを産み、育てやすい環境を整えるため、統一的な妊婦健康審査体制の整備と健診回数に見合った十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

<措置状況>【保健福祉局】

国は妊婦健康診査臨時特例交付金について、平成25年1月末の平成25年度政府予算案にかかる閣議決定に基づき、事業期間を平成24年度で終了することとして、これまでの補正予算に替わり、地方財源を確保し、地方財政措置を講ずることにより、恒常的な仕組みへ移行したところです。

また、平成27年6月30日付け厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知「妊婦健康診査の公費負担の状況にかかる調査結果について」においても、この考え方は明確に示されており、国において必要な財源措置は行われているものと考えております。

.....
<要望事項>

(4) 不妊及び不育症治療について

一般不妊及び不育症治療について、医療保険の適用や費用の助成などの治療の実務に応じた新たな制度の創設を国に働きかけること。不育症の研究や人材育成を推進するよう国に働きかけること。また、県の特定治療助成事業の対象枠を拡大し、不育症治療に係る検査及び治療費についても助成対象とすること。

<措置状況>【保健福祉局】

県では高額な治療費がかかる体外受精など特定不妊治療について、その経済的負担を軽減するため、平成16年10月から治療費に要する費用の一部を補助しており、平成27年度の国補正予算に伴い、補助額の増など拡充を図ることとなりました。また、不妊・不育専門相談センターにおいて相談支援を行っております。

国全体の少子化対策として、不妊治療に対する経済的支援を継続していくことは重要であることから、現在保険適用となっていない特定不妊治療についても医療保険の適用対象とされるよう、国に対して要望してまいります。

また、不育症については、妊娠はするけれども、流産、死産や早期新生児死亡などを繰り返している状態を指すものとされており、その原因は母体によるもの、胎児によるものなど様々で、詳しく調べても原因がわからない場合が約7割近くあるとされております。

不育症治療に関しては、一部の治療に関して保険適用されておりますが、検査や治療が可能な医療機関が限られていることや専門医が少なく、治療方法などの研究が十分には確立されておられません。

こうしたことから、県としては、不育症の研究や人材育成の推進について国に提案してまいります。

＜要望事項＞

(5) 予防接種について

ア 定期予防接種に係る経費は普通交付税措置ではなく全額国庫負担とするなど、自治体間において費用負担の格差が生じることがないように国に働きかけるとともに、事業に見合った新たな措置を講じること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

本県では、予防接種は国民の健康における安全保障であるとの観点から、本来、その財源を含め、国の責任において、全国一律に実施されるべきものと考えています。

また「予防接種に関する基本的な計画の施行について」（平成26年3月28日付け厚生労働省健康局長通知）において、「市町村が定期的に予防接種に関する一連の事務を円滑に実施できるよう、関係者との調整や必要な財源の捻出及び確保に努める必要があること」が国の役割と定められたことから、今後は、本県としても国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

＜要望事項＞

イ 風しんの流行による先天性風しん症候群を防止するため、自治体が行う緊急対策における補助を継続すること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

県では「風しん撲滅作戦」として、平成32年の東京オリンピック・パラリンピックの開催までに「神奈川県で風しんの流行を発生させない」、「今後、妊娠する人から先天性風しん症候群を出さない」ことを目指し、事業を展開しています。

そこで、妊娠を希望する女性、妊婦の夫等に対して、市町村が風しん予防接種等の費用を助成する場合の市町村への補助を継続するため、必要な予算を確保しております。

＜要望事項＞

(6) がん検診の公費負担に対する支援について

自治体が行うがん検診については、全国統一的な公費負担制度を導入し、「がん対策推進基本計画」の目標達成のための十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

＜措置状況＞【保健福祉局】

県では、市町村が実施するがん検診について、受診率向上に向け、確実に受診できる方策を恒常的に講じ、財政措置を講じることを国に対し、継続して要望しております。

＜要望事項＞

(7) 地域自殺対策強化交付金事業費補助金について

地域自殺対策強化交付金事業費補助金について、平成28年度以降も交付金による自殺対策事業の継続実施を国に働きかけること。また、県においても市町村の自殺対策事業の円滑実施が図られるよう、市町村の財政負担の軽減策を講じるとともに、市町村の負担割合が過剰になることのないよう、必要な財源が確実に配分されるよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

県では、国の「自殺総合対策大綱」で示された地域レベルの実践的な取組を中心とする自殺対策の推進を図るため、地域自殺対策強化交付金により、引き続き、地域の実情に応じたきめ細かな事業を実施するための財源措置を図るよう国に要望しております。

地域における自殺対策が継続して推進できるよう、今後の国の動向に注意しながら、市町村補助金の財政負担について検討してまいります。

.....
<要望事項>

(8) 無料または低額料金での調剤について

調剤薬局において、無料または低額料金で調剤を行う事業を社会福祉事業に位置付けるよう国に働きかけること。

《措置状況》【保健福祉局】

今後の無料低額診療事業の在り方については、厚生労働省の関係部局において、現在、検討されているところであり、無料又は低額な料金で調剤を行う事業を第二種社会福祉事業に位置付けることについても、その中で検討しているものと承知していますので、今後、国の動向を注視してまいります。

12 放課後の児童対策の充実について

<要望事項>

経済情勢の変化に伴う雇用環境や家計状況により、子育て支援対策の整備・拡充に対する期待は高まっている一方で、子供たちを取り巻く状況は悪化し、悲惨な事件や事故が報告されています。このような状況の下、放課後子ども教室や放課後児童クラブ等は、放課後における児童の安全・安心な居場所となっています。

については、放課後児童対策のさらなる充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 放課後児童健全育成事業について

ア 放課後児童健全育成事業に係る交付金について、指導員の雇用安定や障害児の複数受け入れへの対応、少人数利用時における指導員の配置に係る経費に対応できるよう十分な財政措置を講じるよう国に働きかけること。

《措置状況》【県民局】

子ども・子育て支援交付金に示されている交付項目の基準額の増額等については、県内市町村と連携し、「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」として要望するとともに、他県と連携する16大都道府県児童福祉主管課長会議など様々な場面を活用して国へ要望してまいります。

.....
<要望事項>

イ 放課後健全育成事業（放課後児童クラブ事業）については、平成27年度からの子ども・子育て支援新制度において、対象児童が「小学校に就学している児童」へ拡大されるなど、地域のニーズに応じ多様な子育て支援の実施が求められているため、放課後に子どもたちが安心して過ごす生活スペースを十分確保するよう、施設整備に係る補助の拡大を国に働きかけること。また、国の施設整備に関する補助メニューである子ども子育て支援整備交付金を市が活用することができるよう、県においても施設整備に関する支援制度を創設すること。

《措置状況》【県民局】

子ども・子育て支援新制度の円滑な実施にむけた国への提案・要望を行う際に、放課後児童健全育成事業に係る交付金の措置についても十分な対応を提案・要望してまいります。

平成27年度から、神奈川県子ども・子育て支援整備交付金交付要綱を定め、放課後児童クラブの施設整備に係る支援体制を整えました。

.....
<要望事項>

ウ 「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」第10条第3項に規定する都道府県知事が行う研修について、地域ごとに実施するなど計画的に実施すること。

《措置状況》【県民局】

平成27年度放課後児童支援員認定資格研修は、県西地域（小田原市）、県央地域（相模原市）、横浜地域（横浜市）で実施いたしました。

今後も、より受講しやすい研修となるよう計画的な実施に努めてまいります。

13 教育行政の充実について

<要望事項>

現在、教育環境は、少子化や都市化の進展により、家庭や地域社会の「教育力」の低下などの問題が指摘されています。子どもたちの「生きる力」を育み、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成に努め、豊かな人間性や創造性を備えた子どもたちが育つよう、国や地方自治体はそれぞれの役割分担を認識し、地域の特性を生かした教育行政を進めていくことが重要な課題です。

については、学校教育現場の抱える問題解決と教育行政のより一層の充実を図るため、次の事項について要望します。

(1) 学校教育の充実強化について

ア 学級編制の弾力化や少人数学級編制を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」（標準法）を改正し、教職員定数の増員及び現状の加配数を維持しつつ予算措置を講じるなど、35人学級の拡大に取り組むよう国に働きかけるとともに、県においても、1クラスの人数を減らす措置と並行して、少人数学級の学級担任の加配配置や、これまで保障されていた指導方法の工夫改善を更に推進するための加配人数の増員を実施すること。また、配置ができて間、市が雇用した非常勤職員の人件費補助制度を創設すること。

《措置状況》【教育局】

少人数学級については、平成23年度から小学校第1学年を35人以下学級とする教職員定数改善が実施され、平成24年度からは小学校第2学年の35人以下学級について、現に36人以上となっている学級を解消するための国の加配措置により実施されています。

標準法に規定のない教員加配については、県単独予算によることとなるので、困難ではありますが、本県としては指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、引き続き国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

イ 入退院を繰り返す児童や生徒に対して、在籍異動を伴わずに院内学級へ入級できる仕組みをつく

るよう国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

御要望の点については、全国都道府県教育委員長委員協議会・全国都道府県教育長協議会において国に要望しております。

.....
<要望事項>

ウ 平成 23 年度の新学習指導要領により「小学校外国語活動」が必修化され、さらに平成 25 年 12 月に公表された「英語教育改革実施計画」に基づき、平成 32 年度から小学校中学年での活動型、高学年での教科型授業の実践を目指すため、英語の教員免許状を持つ教職員及び外国語指導助手（ALT）の配置、及び効果的な授業実践を目指した ICT 機器の整備など、人材の確保及び財政上の支援措置を講じること。

《措置状況》【教育局】

小学校外国語活動における ALT 及び専科教員の有用性については認識していますが、配置への支援をすることは困難であります。

なお、小学校における英語の免許を持つ教員の配置については、免許保有者の小学校への人事異動に留意するとともに、外国語活動に関する研修の受講状況等を踏まえた教員の配置に努めてまいります。

文部科学省による「グローバル化に対応した英語教育改革実施計画（H25.12）」では、小学校における英語教育の指導体制強化に関する課題として、「高度な英語指導力を備えた専科教員としても指導が可能な人材の確保が急務」とされており、今後の国の施策のひとつに小学校英語教育推進リーダーの加配措置が挙げられているところですので、本県においても国の動向を注視してまいります。

また、ICT 機器等学習環境の整備に関しては、文部科学省が作成した新教材「Hi, friends!」に付属しているデジタル教材の活用を図っております。

さらに、小学校外国語活動については、実践研究を進めるとともに、全県教育課程研究会の小学校外国語部会の充実を図っております。平成27年度は、小学校英語レッツ・エンジョイ・イングリッシュ研修講座などを実施し、また同年度から、国で研修を受けた英語教育推進リーダーを活用した「小学校教員外国語活動指導力向上研修」を開始し、平成32年度まで実施していく予定です。

.....
<要望事項>

エ 退職教員の数に見合った新採用教職員を配置すること。また、臨時的任用教職員の研修を充実させ、教育指導員の派遣を増加すること。

《措置状況》【教育局】

正規教員の採用に当たっては、児童・生徒数の今後の推計、退職者・再任用者の見込数をもとに、将来的な人員構成も踏まえた中期的な採用計画を立てて採用数の確保に努めております。

また、市町村への配属にあたっては、教育事務所を通じて各市町村教育委員会の欠員状況や要望などを把握し、新規採用教員の配置数を決定しているところであり、今後とも、各市町村の意向を踏まえながら対応に努めてまいります。

小・中学校に配置されている臨時的任用教員については、県として各地域の教育事務所が年1～2回研修を実施するとともに、要望に応じ、退職校長等による訪問指導を実施しております。

また、総合教育センターでは、市町村立学校の臨時的任用教員が受講可能な自己研鑽のための研修講座や、大学との連携による臨時的任用教員や非常勤講師等を対象とした研修も行ってまいります。自己研

續のための研修講座については、平成25年度から一般の教員と同様に先着順で受講できるよう、臨時的任用教員が受講しやすく改善しております。

教育指導員については、市町村教育委員会の要請により、教育事務所から各学校に派遣しています。今後とも可能な限り対応に努めてまいります。

.....
<要望事項>

オ 児童・生徒の読書環境を整備し、読書活動の拡充を図るため、学校図書館において司書教諭を専任配置するとともに、司書教諭の標準定数を定めるよう国に働きかけること。

<措置状況>【教育局】

県の措置として司書教諭を専任配置することは、困難であります。

なお、学校図書館の整備・充実に必要な措置、特に司書教諭等の配置については、全国都道府県教育委員長委員協議会・全国都道府県教育長協議会を通じて国に要望しており、今後とも機会をとらえて働きかけてまいります。

.....
<要望事項>

カ 栄養教諭の配置について、食育を推進していくうえで、適正な人員を配置すること。

<措置状況>【教育局】

栄養教諭については、標準法に基づいて算定された栄養関係教職員（学校栄養職員、栄養教諭）の定数の範囲内で配置しています。引き続き、適切な配置が可能となるよう、人事上の調整に努めてまいります。

.....
<要望事項>

(2) 特別支援教育の充実強化について

ア 特別支援教育の推進を図るため、特別支援教室に介助員を派遣し、専任としての特別支援教育コーディネーター、専門教員及び担任教員を補助する支援員の定数・加配配置、特別支援学級における教員の複数配置について県の基準に基づいた適正な配置を行うとともに、年度途中に任用要件が消失した場合についても継続して任用を行うこと。また、非常勤講師の派遣の増員や大和市特別支援教育巡回相談チームへの職員派遣など、人的体制の充実による状況の改善を図るとともに、その支援について国に働きかけること。

<措置状況>【教育局】

標準法に規定のない介助員の派遣並びに教育相談コーディネーター及び補助員の専任配置を単算として措置することは困難であります。

本県では、教育相談コーディネーターの養成研修講座を実施しており、県内全公立小中学校（政令市、中核市を除く）において、各1名を指名しております。

今後も継続して講座を実施し、各学校に複数配置できるよう取り組んでまいります。また、教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望してまいります。

特別支援学級の教員配置については、学級担任のほかに児童生徒数を勘案し、予算の範囲内で加配措置を講じておりますが、年度途中に在籍者が減少した場合、当初予定した担当業務がなくなったと考えられることから、原則、定数減としております。

なお、本県では、教育相談コーディネーターの業務支援や、学習面や生活面で特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、適切な教育支援を行うための非常勤講師を配置しているところであり、今後も必要な定数・予算の確保に努めてまいります。

障害のある児童・生徒に対する学校生活上の介助や学習活動上の支援等を行う特別支援教育支援員の配置に係る地方財政措置の拡充について、引き続き、国に要望してまいります。

.....
<要望事項>

イ 特別支援学校の生徒のうち、スクールバスによる送迎の対象となっていない自力通学が困難な知的部門高等部の生徒について、教育行政における通学手段の確保を行うこと。

《措置状況》【教育局】

知的障害教育部門高等部については、将来の自立と社会参加に向け原則としてスクールバス利用の対象としていませんが、障害の状況等により自力通学が困難な生徒もいることから、これらの生徒への対応について、工夫ができないか検討してまいります。

通学支援連携システムは、障害者総合支援法上、市町村が実施する地域生活支援事業の移動支援事業の中に位置づけられており、事業を実施しているNPO法人等との連携や働きかけを通じて、支援の充実に取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

ウ 児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズに対応する教育を展開するため、神奈川県立特別支援学校を大和市内に設置すること。

《措置状況》【教育局】

県央地域においては海老名市にえびな支援学校を設置することとし、平成28年4月の開校に向けて準備を進めております。

.....
<要望事項>

エ 特別支援教育及び児童生徒支援・指導の充実を図るため、教育相談コーディネーター兼児童生徒支援・指導担当者を専任で配置するとともに、児童生徒支援・指導担当者の標準定数を定めるよう国に働きかけること。また、個別指導やチーム・ティーチング等の支援を行う特別支援教育推進に係る非常勤講師について、各市町村への配当時間の増を図ること。

《措置状況》【教育局】

県では、毎年の予算の範囲内で、学校規模に応じて児童生徒指導担当教員を配置しているほか、いじめ、不登校や問題行動への対応、地域や学校の状況に応じた教育指導上特別な配慮が必要な児童の対応のために、児童生徒支援担当教員を加配していますので、児童生徒支援・指導への活用について御検討ください。

また、特別支援教育推進に係る非常勤講師について、配当時間の拡充は、困難ではありますが、その重要性は十分認識しており、今後も必要な予算の確保に努めてまいります。

教育相談コーディネーターに係る教職員定数の改善については、引き続き、国に要望してまいります。

<要望事項>

オ 小中学校に医療的ケアを実施するための看護師を配置できる措置を講じるよう国に働きかけるとともに、国で必要な措置が講じられるまで、県が必要な制度の整備、または財政的支援を図ること。

《措置状況》【教育局】

医療的ケアの必要な児童・生徒が在籍する学校に、看護師を定数措置できるよう学校教育法等に位置づけ、配置基準の制度を新設することについては、全国都道府県教育委員長委員協議会・教育長協議会を通じて国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけてまいります。

小中学校への看護師配置については、医療的ケアを必要とする児童・生徒の実情を把握し、国への働きかけを検討してまいります。

県による制度又は財政的支援を図ることについては、困難であります。

.....
<要望事項>

(3) 不登校等学校不適応対策について

かながわ教育ビジョンでも推進されているように、心ふれあうきめ細やかな指導の充実を図るため、適応指導教室専任教諭を増員し、現在中学校に配置されているスクールカウンセラーを、小学校全校へ単独配置できるよう予算措置を講じるとともに、年間 245 時間の勤務時間を確保すること。また、児童・生徒の複雑化する問題行動に対応できる相談体制の整備を図るため、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有するスクールソーシャルワーカーの派遣拡大及び配置の維持を行うこと。

《措置状況》【教育局】

教育支援センター（適応指導教室）専任教員は、県単独予算として配置しており、これ以上の増員は困難ですが、現在の配置継続に努めてまいります。

スクールカウンセラー等配置活用事業については、政令市を除く全ての中学校にカウンセラーを配置しておりますが、国庫補助が平成20年度に2分の1から3分の1に削減されたことから、現行制度の中で、新たに小学校への単独配置をすることは、困難であります。

スクールカウンセラーの勤務時間については、平成27年度は、国の補助金の額が大幅に減額され、要望を続けた結果、235時間を確保したところであります。

県では、スクールカウンセラー配置に係る施策の充実等について、国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

また、スクールソーシャルワーカーについては、平成28年度は小・中学校に6人、県立高等学校に10人増員します。

14 文化財保護行政の推進について

<要望事項>

文化財は、長い年月を経て先祖から受け継いできた貴重な財産です。これは、時空を超えた古来の歴史や文化への理解を促すばかりでなく、将来の文化の向上と発展に大きな役割を担っています。すべての人が一体となって、かけがえのない文化遺産を保護し、次世代に継承することが求められています。

については、文化財保護行政の一層の整備と推進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 市町村の経費負担の軽減について

ア 文化財保護を目的とする国庫補助事業に係る県費補助について、上限補助率を適用すること。また、指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為についても補助事業となるよう国に働きかけるとともに、県費補助についても同様の対応を図ること。

《措置状況》【教育局】

国及び県指定文化財の保存・修理に係る補助金については、補助事業の必要性や緊急性などを考慮しながら、効果的に文化財の保護を進められるよう、予算措置に努めておりますが、今後も厳しい県財政運営が想定されますので、全ての事業について、上限補助を行うことは困難であります。

また、国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

.....
<要望事項>

イ 埋蔵文化財の適正な記録保存調査を確保するため、事業者が負担している発掘調査経費を国庫補助事業の対象とするなど、国の支援策の拡充を国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

発掘調査費用の国庫補助の拡充については、全国都道府県・指定都市文化・文化財主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

.....
<要望事項>

ウ 保存対象となる史跡等の土地が県有地の場合であっても、市有化を進める際に史跡等購入費国庫補助の対象となる特例措置を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【教育局】

史跡の整備等にあたり、市町村が自らの管理地として整備等を行えるよう、市町村による県有地の買上げについても国庫補助対象とすることについては、県としても国に要望しているところであり、引き続き、市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

15 基地対策の促進について

.....
<要望事項>

神奈川県は、厚木基地をはじめ多くの米軍施設などを抱えています。いずれの施設も人口密集地に位置しているため、周辺住民は航空機騒音や墜落事故の危険などさまざまな不安に悩まされ、長年にわたり、生活環境保全や都市基盤整備に著しい影響を及ぼされています。住民は基地の早期返還を願い、安全確保や福祉の確立、良好な生活環境、基地運用の適正化などを求めています。国や米軍からは在日米軍再編の実施に関する情報提供が少なく、住民の不安や不信は増加しています。

については、次の事項を国や関係機関に働きかけるとともに、県の積極的な支援を要望します。

(1) 基地の早期返還について

都市化により一層過密化が進む現状を考慮され、基地機能の整理及び縮小を推進し、早期返還に向けて必要な措置を行うよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

基地の整理・縮小・返還については、「かながわグランドデザイン」において、政策の基本方向として掲げており、その実現に向けて、引き続き国へ要望してまいります。

＜要望事項＞

(2) 抜本的な騒音対策について

ア 硫黄島に替わる恒常的訓練施設の選定について、当初の期限を過ぎたにもかかわらず、依然として選定されていないことから、一刻も早く選定するとともに、明確な情報提供をすること。また、移駐が実施されるまでの間も、着陸訓練の硫黄島訓練施設での全面実施を図り、騒音の解消に努めるとともに、実施時には事前に情報を提供すること。

＜措置状況＞【政策局】

恒常的訓練施設の選定については、平成23年の日米安全保障協議委員会において、鹿児島県馬毛島を検討対象としていることが明らかになりました。その後、国から「厚木飛行場からの空母艦載機の移駐等に関する協議会」で、関係自治体や地権者との調整を続けているとの情報提供があったところですが、その選定に至っていないことから、引き続き関係する協議会等を通じて、国に対し早期選定とその見通しに係る情報提供を関係市と連携し働きかけてまいります。

硫黄島での夜間連続着陸訓練の全面実施については、「厚木基地騒音対策協議会」等を通じて日米両国政府に対し、繰り返し要請しております。

さらには、夜間連続着陸訓練以外の航空機騒音についても、十分な対策を行うとともに、飛行に関する情報を事前に提供するように求めています。

今後も、抜本的な航空機の騒音対策について求めています。

＜要望事項＞

イ 航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するため実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税(基地等対策に係る財政需要)による措置ではなく、単独の補助金等として交付すること。

＜措置状況＞【政策局】

自治体が行う騒音測定については、より正確に実態を把握する必要から国が実施する騒音測定を補完する形で実施しているものであり、騒音計の設置及び維持、騒音測定に係る事務処理に要する費用について助成制度を設けるよう、「神奈川県基地関係県市連絡協議会」を通じて国に要望しており、引き続き強く働きかけてまいります。

＜要望事項＞

(3) 基地周辺対策について

市民は今後も節電対策としてエアコンの使用を控え、窓を開放するため、騒音の増大が予測されることから、騒音軽減策を積極的に講ずること。

＜措置状況＞【政策局】

厚木基地周辺における騒音問題については、「神奈川県基地関係県市連絡協議会」及び「厚木基地騒音対策協議会」を通じて、抜本的解決を求める働きかけを行っており、今後とも取組を続けてまいります。

＜要望事項＞

(4) 基地問題に対する取り組みの強化について

厚木基地の空母艦載機の移駐については、平成29年まで3年間延期されたが、艦載機部隊の一日

でも早い移駐が着実に実施され、厚木基地に係る負担軽減が図られるよう、県は基地所在市と十分連携のうえ取り組むとともに、移駐後の厚木基地の運用面についても、速やかに明らかにするよう国に働きかけること。

《措置状況》【政策局】

空母艦載機の移駐については、日米両国政府間で2017（平成29）年頃までに完了することが確認されていますが、県では、騒音問題の抜本的解決を図るため、空母艦載機の日も早い移駐や恒常的訓練施設の確保を確実に実現するよう求めています。

また、それまでの間も、騒音軽減対策に積極的に取り組むとともに、移駐後の厚木基地の運用も含め、情報提供を行うよう、求めています。

今後とも基地周辺市と連携して、国に対して粘り強く働きかけを行ってまいります。

16 都市環境行政の推進について

＜要望事項＞

快適で安全な地域社会を実現するためには、廃棄物処理対策、環境管理施策の強化、地球温暖化防止対策の推進、自然環境の保全など、良好な生活環境の整備、維持が極めて重要です。

については、都市環境の一層の整備保全を図るため、次の事項について要望します。

(1) 廃棄物処理対策について

ア 家電製品の循環型社会の構築及び不法投棄を防止するため、「特定家庭用機器再商品化法」（家電リサイクル法）の対象となる家電製品の指定品目の追加を行うとともに、リサイクル・収集運搬費用を購入時に支払う方式に改善すること。また、不法投棄された家電4品目の処理費用の協力金制度の創設及びリサイクル費用を製造業者の負担とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）について、購入時に再商品化料金を支払う方式に改めること、不法投棄された対象機器の処理費用を事業者の負担とする制度を確立することを国に提案しております。

なお、一般財団法人家電製品協会が資金を拠出する不法投棄未然防止事業協力制度は平成29年度まで延長されております。

また、「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」の施行に伴い、リサイクルの対象となる家電製品が拡大されており、県としても市町村と連携し取組を促進してまいります。

＜要望事項＞

イ ごみ処理施設から生じる焼却灰の資源化を推進するため、県が主体となって、資源化施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に一般廃棄物焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

《措置状況》【環境農政局】

一般廃棄物処理施設から排出される焼却灰の資源化の推進は、最終処分量の削減、資源の循環的利用促進の観点から重要と考えており、これまでも市町村とともに、民間事業者の活用による安定的、効率的な資源化の方策を検討してきたところです。

焼却灰資源化施設の誘致等については、立地に係る地元調整、財源の確保等、課題が多いところです。今後も焼却灰の安定的、効率的な資源化方策について、市町村の意向を踏まえて検討してまいります。

＜要望事項＞

ウ 循環型社会形成推進地域計画に基づき、計画的な廃棄物処理施設等の整備を行うため、要綱に定める交付率による交付金額の予算額を確保するよう、国に働きかけること。また、ごみ処理広域化により整備する中継施設は、国のダイオキシン類等の削減方針等にも寄与するものであることから、循環型社会形成推進交付金交付要綱で定める範囲を限定せず、交付対象事業となるよう国に働きかけること。

また、3%以上の二酸化炭素排出削減を伴わない基幹改良についても、同交付金制度の対象とするよう国に働きかけること。

《措置状況》【環境農政局】

「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」等の中で、市町村の事業量に応じた予算額を確保することを国に提案しております。また、交付対象となる中継施設（サテライトセンター）は、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限られていますが、ごみ処理広域化の推進に当たり重要な施設であることから、ごみ焼却施設の跡地に整備するものでなくても交付対象となるよう、併せて国に提案しております。

なお、平成27年度から、一定条件の下、二酸化炭素排出削減率が1.5%以上の基幹改良については、交付対象となっております。

.....
＜要望事項＞

(2) 自然環境の保全について

ア アライグマ及びタイワンリスの完全排除に向けて、引き続き広域的かつ徹底的に防除を行う必要があることから、県有地における捕獲を実施するとともに、県が主導となり、県及び各市町が足並みを揃えて積極的に捕獲を行えるよう、タイワンリスについても県全域における防除実施計画を策定すること。

《措置状況》【環境農政局】

県が所管する公園や緑地におけるアライグマ及びタイワンリスの捕獲については、市町が捕獲を実施する際に、公園等の管理者と調整を図るなど施設所有者としての立場から、捕獲が円滑に実施できるよう積極的に協力してまいります。

タイワンリスについては、これまで、被害が発生しているエリアが横須賀三浦地域に集中しているため、各市町で全頭捕獲に向けて捕獲等が円滑かつ計画的に進められるよう、市町の防除実施計画の策定と捕獲事業を支援してまいりました。

タイワンリスによる被害は、依然として発生しており、これからも、横須賀三浦地域県政総合センターが事務局を務める横須賀三浦地域鳥獣対策協議会などが、防除計画に沿って進める半島全体の計画的で効率的な防除・一斉捕獲を促進してまいります。

なお、タイワンリスなど特定外来生物については、他の鳥獣被害対策と同様、被害が発生している地域の市町村が、鳥獣の種類、被害地域の実情に応じた対策を講ずることが効果的であると考えられることから、県は、市町村が当該行政区域内で行う鳥獣被害対策に対し、平成27年度も、厳しい財政状況の中、これまでに引き続き財政的・技術的支援を行っております。

.....
＜要望事項＞

イ 平成29年度より運用が予定されている「ニホンザル管理計画」策定にあたって、住民の意見を十分聞くとともに、著しい被害を及ぼす群れに対しては、全頭捕獲が可能となるような基準を設定すること。特に、S群及び鳶尾群については全頭捕獲を実施すること。

＜措置状況＞【環境農政局】

平成28年度中の第4次ニホンザル管理計画の策定に向け、国の動向を確認するとともに地域の方々の意見を伺い、専門家による検証も踏まえ、群れ捕獲のあり方、各群に対する対応等を含めた対策の内容について検討してまいります。

なお、計画策定までの間、S群や鳶尾群に見られるように、住民に対して威嚇するなど人身被害をもたらす場合は、市街地から移動させるための追い払いや追い上げ、加害個体の捕獲などのような市の取組に対して技術的な支援を行ってまいります。

＜要望事項＞

ウ イノシシによる農業被害において、捕獲等のため財源を確保するとともに、国に対しても継続的な財源対策を講じるよう働きかけること。また、捕獲や防護柵設置に関する指導や、狩猟わな免許試験の継続的な実施など、広域的な対策を講じること。

＜措置状況＞【環境農政局】

イノシシを含む野生鳥獣による被害対策は、被害が発生している地域の実情に応じて、個体数調整と追い払いや防護柵の設置、誘引要因の排除などを適切に組み合わせて、総合的に実施することが必要であり、地域関係者などによる主体的な取組があつてこそ効果的な対策が可能と考えております。

このため、県としては、市町村が実施する個体数調整や防護柵の設置などの鳥獣被害対策事業をはじめ、農協が行う狩猟免許を取得するための講習会の開催や免許取得経費に対する財政的支援、鳥獣被害防除対策専門員による技術的支援を行っているところであり、今後とも必要な予算を確保するよう努めてまいります。

また、国に対しても、鳥獣被害防止特別措置法に基づく交付金の充実強化を働きかけているところです。

＜要望事項＞

エ 一般開放が開始された小網代の森について、来遊者が利用できる本設トイレを早期に設置するとともに、来遊者の利便性を高めるため、市内の他の施設の紹介も含めた案内板を設置すること。

＜措置状況＞【環境農政局】

トイレの設置については、早期の設置を目指しておりますが、法規制や必要な規模の確保、設置後の維持管理などについて、三浦市等関係機関と調整を行っているところです。引き続き、利用者にとっての快適性や利便性に配慮したトイレの設置について検討してまいります。

小網代の森内の案内については、平成26年度に誘導標識を設置し、平成27年度は、小網代の森の動植物の案内板を設置する予定であり、これをもって終了する予定です。

小網代の森周辺の観光施設等に関する紹介や案内に係る設備は、市が設置するものと考えますが、今後、市が案内板を設置する場合や、県が案内板を充実する場合などは、できる限りの協力をいたします。

＜要望事項＞

(3) 海岸の環境保全について

海中ごみ等について、その実態を把握する調査とともに、その回収及び適正な処理を県の施策として制度化すること。また、国に対しても必要な働きかけをすること。

《措置状況》【環境農政局】

海中ごみ等の対策については、平成24年度から、環境省が検討しているところであり、この状況を引き続き注視するとともに、その結果を踏まえ、必要な対応について検討してまいります。

また、「平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案」の中で、平成28年度以降の海岸漂着物地域対策推進事業の継続、国民の利用が多い海岸について補助率の10割への復元、財政上の措置等を実施するために必要な法制度の整備を行うことを提案しております。

＜要望事項＞

(4) 公共施設における再生可能エネルギー等の導入補助について

公共施設における太陽光発電設備等の設置について、県による再生可能エネルギー等導入推進基金が平成28年度をもって終了することから、新たな制度の創設を含めた継続的な財政支援を導入するとともに、国に対しても同様の働きかけを行うこと。

《措置状況》【産業労働局】

公共施設への再生可能エネルギー等の導入に係る支援については、国からの補助金を財源として造成した「再生可能エネルギー等導入推進基金」を活用し、災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設等への導入に対し、補助を行っています。

また、必要に応じて新規の市町村事業計画を追加するなど、毎年度事業計画を策定した上で、事業実施期間の平成28年度まで、計画的に進めてまいります。

平成29年度以降の再生可能エネルギー等の導入支援については、国の動向等を注視しつつ、効果的な施策を検討してまいります。

＜要望事項＞

(5) 放射能監視体制の強化について

放射能については、広域的な観点から県内全域で統一した測定方法により、モニタリングを継続的に実施することが効果的であることから、各市町村に測定設備の設置を行うとともに、一層のきめ細やかな測定、監視の強化を図ること。

《措置状況》【安全防災局】

県としては、広域的な放射能の影響を把握するため、モニタリングポストによる常時測定のほか、サーベイメータによる定期的な定点の測定を実施し公表を行っておりますが、これまで問題となるようなデータは観測されておられません。

県では今後も必要に応じ、測定・監視体制の強化に努めてまいります。

＜要望事項＞

(6) 再生可能エネルギーの普及制度の充実について

再生可能エネルギーの普及について、特に太陽光発電の普及のための施策を充実するよう、国に働きかけること。

《措置状況》【産業労働局】

国に対しては、平成27年6月に行った「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、「分散型エネルギーシステムの構築」を目指し、地域的な偏在が少ない太陽光発電の一層の普及拡大を

図るよう提案をしています。

今後も、再生可能エネルギー等の普及拡大に向けて、必要に応じて、国への提案、要望を行ってまいります。

.....
＜要望事項＞

(7) 有価物・資源物の取扱者への規制、指導について

資源の再生業者等に関しては、取扱物が廃棄物ではなく有価物であることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制対象外となり、鉄屑等が高く積まれても指導ができない状況であり、再生資源物の堆積場の鋼矢板の塀が倒壊し隣接地に鉄屑が崩れ落ちる事故や、堆積物に引火し長時間燃え続けるという火災が相次ぎ発生し、市民の不安が増している。

については、廃棄物と同様に有価物・資源物の取扱者に対し規制、指導ができるよう国に働きかけるとともに、県においても積極的な対応を行うこと。

《措置状況》【安全防災局・環境農政局・産業労働局】

現行の法制度では、中古品として取り扱われるものについては「古物営業法」があり、また、事業者が有価物と称するものであっても、取引関係などを調査し、廃棄物と認定できるものは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で規制、指導ができますが、廃棄物と認定できない有価物・資源物については、御指摘のとおり、対応が困難な状況です。

廃棄物と認定できない有価物・資源物は、スクラップや廃電気製品、古紙、古繊維など、対象品目が広範囲にわたっており、また、これらの保管行為においては、火災の発生、安全の確保など、周辺住民の方々にとって大変御心配があることは認識しています。

そこで県では、市町村から現状をお聞きした上で、関係機関や市町村と連携して、想定される課題を把握・整理し、国への要望を含め、必要な対応について検討してまいります。

17 道路の整備について

＜要望事項＞

道路は生活基盤の確立や地域産業経済の活性化にとって、欠くことのできないインフラです。神奈川県内は交通量が多いことから交通事故が多発し、また慢性的な渋滞を生じている路線も多く、これらによる経済的な損失も莫大なものと推察されます。

については、道路整備の計画的な促進を図り、交通体系をより一層充実するため、次の事項について要望します。

(1) 国道の早期事業化、整備促進等について

次の国道の早期事業化、整備等について、国などに働きかけること。

ア 第二東海自動車道（新東名高速道路）の早期供用開始並びに厚木秦野道路の新東名高速道路に合わせた供用開始及び計画区間全ての早期事業化及び施工

《措置状況》【県土整備局】

新東名高速道路や厚木秦野道路の事業化区間の整備促進や、厚木秦野道路の未事業化区間の早期事業化については、県内関係市町村や民間団体と連携して、国や高速道路会社へ要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、両路線の早期整備などを国等へ強く要望してまいります。

＜要望事項＞

- イ 国道 357 号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備及び南下延伸ルート of 早期具体化、圏央道の一部である高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備

＜措置状況＞【県土整備局】

国道357号（横浜市金沢区八景島～横須賀市夏島町）の早期整備と南下延伸ルート of 早期具体化、高速横浜環状南線及び横浜湘南道路の早期整備については、県内関係市町村や民間団体と連携して、国や高速道路会社へ要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

＜要望事項＞

- ウ 西湘バイパス延伸整備の早期事業化

＜措置状況＞【県土整備局】

県としては、厳しい財政状況の中で、まずは広域農道（小田原湯河原線）を優先して整備を進めております。

西湘バイパスの延伸については、国等へ早期に計画の具体化が図られるよう要望するとともに、広域農道の整備の進捗状況などを踏まえながら、事業化に向けた調査・検討を進めてまいります。

＜要望事項＞

- エ 国道 134 号の交通渋滞の解消や、防災力・都市景観の向上、安全で快適な歩行空間の確保を図るため、さらなる機能強化と電線地中化の推進及び三浦縦貫道路Ⅱ期区間の供用開始により交通量の増加が懸念される初声小学校入口交差点の付加車線の設置を含めた交差点改良の実施

＜措置状況＞【県土整備局】

国道134号においては、七里ヶ浜地内において、擁壁工事を行っており、今後、交差点の改良を行う予定です。

歩行環境の整備としては、腰越漁港付近とそれに続く腰越橋までの歩道整備の要望とお聞きしてまいります。

腰越漁港付近の歩道整備については、原則として、歩道設置のための用地が必要ですが、確保する土地は、漁港内の国有海浜地であるため、買収が可能か、無償貸借が可能かどうか等、県環境農政局及び漁港管理者である鎌倉市と調整を進めてまいります。

腰越橋の歩道整備については、新たに側道橋を設置しなくてはならないと考えますので、県全体の事業の優先度、緊急度、道路の利用状況などを見ながら検討します。また、設置箇所は漁港区域になりますので、鎌倉市の御協力もお願いいたします。

また、電線地中化事業を実施するためには、歩道下に設備を収容することなどから、歩道幅員が最低2.5m必要ですが、国道134号の稲村ヶ崎公園前から材木座有料駐車場までの区間の歩道幅員については、1.5mから2.0m程度となっていることから、当区間における電線地中化事業の実施については、困難であります。

なお、著しく歩行者の通行に支障となっている電柱については、個別に鎌倉市と検討してまいります。

国道134号の「初声小学校入口交差点」については、平成24年度から用地取得に着手し、平成26年度までに西側区間の用地取得が完了したため、平成27年度は、一部歩道工事に着手いたしました。また、東側区間においても、用地取得の契約をいたしました。

引き続き、三浦市と連携を図りながら、残る用地取得を精力的に進め、本線の供用開始前までの工事完成を目指してまいります。

.....
<要望事項>

オ 国道467号の大和市南部地区の早期完成並びに北部及び中部地区の早期事業着手

<<措置状況>>【県土整備局】

国道467号南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、今後も大和市や地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

その他の地域の歩道整備については、事業中区間の進捗状況や事業の優先度、緊急度、道路利用状況などを見ながら検討してまいります。

.....
<要望事項>

カ 高規格幹線道路等の計画区域には集落の大規模移転が予定されるため、道路事業用地対象者への配慮や、地元農業者の営農継続、営農集落の再生等に配慮した対策の実施

<<措置状況>>【環境農政局・県土整備局】

高規格幹線道路等の整備に当たっては、道路事業用地対象者への配慮など、御要望の趣旨を踏まえ、可能な限り配慮して事業を進めていくよう、引き続き事業者に働きかけてまいります。

また、公共事業による収用代替用地については、原則農地以外に求めるよう御留意願っておりますが、やむを得ず農地に求める場合には、市や農業委員会の考えを伺い、法に照らして適切な対応に努めております。

.....
<要望事項>

キ 海岸の自然景観に住宅等が心地良く融合した魅力的な海浜地として再整備を図るため、国道134号地下化の実現性の検討

<<措置状況>>【県土整備局】

国道134号の津波防災の観点や沿道利用など様々な課題があり、国道134号の地下化は、現時点では困難な状況です。

具体的な提案があれば、御相談ください。

.....
<要望事項>

(2) 県道の早期事業化、整備促進等について

次の県道の早期事業化、整備促進等を図ること。

ア 三浦半島中央道路の湘南国際村～県道26号（横須賀三崎）間の、都市計画決定区間の早期整備及び返子区間の早期着工

<<措置状況>>【県土整備局】

三浦半島中央道路の湘南国際村から県道26号（横須賀三崎）までの区間については、「改定・かなが

わのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置づけております。

本路線は、自然豊かな地域を通るため、自然環境等に配慮して、道路の計画を具体化し、地元の御理解、御協力を得ながら、早期整備に向けて取り組んでまいります。

三浦半島中央道路の北側の逗子区間約1 kmについては、県としても大変重要な路線と認識しており、「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置づけ、現在、道路の計画の具体化に取り組んでおり、平成26年度に交通状況を把握する調査を行い、平成27年度は地質調査を実施しております。

事業着手には、何より、地元との合意形成を図る必要がありますので、引き続き、地元市町からの協力を得ながら、丁寧に地元説明を行い、今後、さらに必要な調査等を実施してまいります。

<要望事項>

イ 県道24号（横須賀逗子）における渋滞の原因となる交差点の改良及び拡幅の早期実施

《措置状況》【県土整備局】

県道24号（横須賀逗子）の現道は、人家が連坦しており、現道拡幅や交差点改良による渋滞対策の実施は難しい状況ではありますが、これまでに東逗子駅入口交差点については、ラインの工夫により対応をとらせていただいたところです。

このような状況ですので、渋滞対策について、具体的にどのような方法が良いのか、逗子市と協力して検討してまいります。

逗子警察署入口交差点は、三浦半島中央道路北側区間が接続する交差点ですので、三浦半島中央道路北側の整備時にあわせて、拡幅等の改良工事を行うこととなります。

<要望事項>

ウ 三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路西海岸線の未整備区間の早期整備並びに三浦縦貫道路（有料道路区間）の料金体系の早期見直し（引き下げ等）

《措置状況》【県土整備局】

三浦縦貫道路Ⅱ期については、Ⅰ期区間に続く三浦市道14号までの約1.9キロメートルを北側区間として、現在、事業を進めており、平成27年度は、橋梁部の下部工などを進めてまいります。

引き続き、地元市の御協力を得ながら、平成31年度の供用を目指して整備を進めてまいります。

都市計画道路西海岸線の未整備となっている延長約2.5 kmについては、「三浦地域幹線道路整備検討会」の中で、三浦縦貫道路Ⅱ期（南側区間）より、整備効果の点でやや優位であることが確認できておりますが、事業費の算定や長大橋のコスト縮減、自然環境への配慮など、具体的な調査・検討が必要となっているため、今年度より環境調査を実施しております。

今後も早期の事業着手をめざし、必要な調査等を実施してまいりますので、地元市においては、特段の御協力・連携をお願いいたします。

三浦縦貫道路の料金体系の見直しについては、開通後の利用交通量が計画を下回るなど、道路公社の経営状況は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況です。

なお、道路公社では、一層の利用促進に取り組んでおりますので、引き続き道路公社の経営改善に向けて、県としても指導してまいります。

＜要望事項＞

エ 県道 215 号（上宮田金田三崎港）（江奈湾付近）の歩道設置を含めた視距改良整備の早期実施

＜措置状況＞【県土整備局】

県道215号（上宮田金田三崎港）の江奈湾付近の線形改良については、三浦市や地元の御協力をいただき、平成26年度、用地買収、歩道整備を含めた線形改良工事の一部に着手いたしました。

今後も、三浦市と連携を図り、地元関係者の御理解・御協力をいただきながら、引き続き用地取得を進め、工事の早期完成に向けて取り組んでまいります。

＜要望事項＞

オ 県道 40 号（横浜厚木）の境橋から中央 7 丁目までの早期事業認可の取得及び事業着手、県道 40 号（横浜厚木）側の海老名駅入口交差点改良の早期事業着手、県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策の早期完成

＜措置状況＞【県土整備局】

御要望の県道40号（横浜厚木）の境橋から中央7丁目までの区間については、都市計画道路として概成済みであるため、早期に事業認可を取得して事業着手する予定はありませんが、小田急江ノ島線大和1号踏切については、歩行者の安全を確保するため、拡幅することで、鉄道会社と調整しております。

県道40号（横浜厚木）海老名駅入口交差点改良事業については、交差点西側の用地を取得し、暫定整備を行いました。東側については、事業に係る地権者の合意が得られず休止状態でした。

平成26年度に、再度地権者との交渉を行ったところ、協力の意向が示されたので、平成27年度から物件調査を実施しております。

今後は、海老名市と調整を図りながら用地取得に努め、事業を推進してまいります。

県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の小田急線踏切（桜ヶ丘 1 号）の交通安全対策については、既に踏切内の歩道設置工事が完了しており、厳しい財政状況ではありますが、今後も引き続き、踏切までの区間の歩道整備に向け、用地の確保に努めてまいります。

＜要望事項＞

カ 県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）及び都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第 1 期事業区間）の早期完成

＜措置状況＞【県土整備局】

県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の横浜市境から約1.0km区間については、「改定・かながわのみちづくり計画」において、整備推進箇所に位置づけております。

平成14年度から4車線化事業に着手し、平成22年度からまとまった用地が確保できた箇所の歩道整備を行っており、厳しい財政状況ではありますが、今後とも地元の御協力を得ながら、事業推進に努めてまいります。

都市計画道路相模原二ツ塚線については、都市計画道路町田南大野線から県道50号（座間大和）までの区間を「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置づけており、現在事業を進めております。

<要望事項>

キ 都市計画道路「相模原二ツ塚線」（第2期及び第3期事業区間）の施工の継続

<措置状況>【県土整備局】

都市計画道路相模原二ツ塚線の県道50号（座間大和）以南については、現在事業中の区間の完成後の検討課題と考えております。

<要望事項>

ク 都市計画道路「下今泉門沢橋線」（北伸整備）、都市計画道路「寺尾上土棚線」（県道40号（横浜厚木）以北の整備）、県道407号（杉久保座間）（国分・杉久保地区の拡幅）、県道74号（小田原山北）（沼田交差点、相模沼田駅交差点の右折車線）、県道40号（横浜厚木）・42号（藤沢座間厚木）・45号（丸子中山茅ヶ崎）の歩道及び主要交差点の右折車線の早期整備

<措置状況>【県土整備局】

都市計画道路下今泉門沢橋線は、県道51号（町田厚木）までの延長約1km区間を、「改定・かながわのみちづくり計画」に、「整備推進箇所」として位置付けており、平成23年度から、事業箇所として予算化しております。

河原口勝瀬線から県道40号線（横浜厚木）までの区間については、平成26年度には、地元地権者の御協力をいただき2件の用地買収をしており、平成27年度以降も引き続き、用地買収を進め、暫定的な渋滞対策に取り組んでまいります。

事業区間のうち、鉄道との交差箇所については、事業費の縮減と事業期間の短縮を図るため、道路アンダーから道路オーバー、歩道片側アンダーに交差方式を変更することで、調整しておりましたが、平成26年度に、海老名市の協力をいただき、地域の御理解をいただいたところです。

今後も、海老名市と連携を図りながら、交差方式の変更に伴う都市計画変更を進めるとともに、交通管理者や鉄道事業者等との協議を行い、速やかに事業化してまいります。

また、県道51号（町田厚木）との交点から、国道246号交差点までの北伸整備については、まずは、県道51号（町田厚木）までの延長約1km区間を精力的に取り組んでいき、この区間の整備状況をみて、検討してまいります。

都市計画道路寺尾上土棚線の延伸については、「改定・かながわのみちづくり計画」において、県道40号（横浜厚木）から都市計画道路緑ヶ丘大塚線までを事業化検討箇所として位置付けておりますが、住宅密集地や学校などの公共施設を通過するほか、相模鉄道との立体交差なども必要となることから、周辺のまちづくりにも大きな影響を及ぼすことになります。

都市計画道路の性格上、沿道利用もあり、全線地下化とはいきませんが、地元の御理解や鉄道との立体交差など、事業化には多くの課題があると認識しております。県としては、引き続き、地元の綾瀬市や座間市などとともに勉強会を開催し、広域的な観点から課題に対する検討を進めてまいります。

県道407号（杉久保座間）については、人家が連坦しており、事業の優先順位等からも直ちに拡幅事業に着手できる状況ではありませんが、当面の交通安全対策として、南側の杉久保地区の約260m区間については、県道と並行する水路（釜坂川）を海老名市が暗渠化した後、歩道整備を行っていくこととしており、平成23年度から工事に着手し、約180mが完成いたしました。

残りの80m区間についても、海老名市から水路整備の状況等の情報を得ながら取り組んでまいります。

また、北側の国分南1・2丁目地区については、平成27年度に舗装及び側溝の補修工事を予定しており、この工事にあわせて実施できる安全対策について、市・県警・県東部センターで構成する「安全対策会議」において検討しました。

この会議結果を踏まえて、出来る限りの安全対策を実施してまいります。

沼田交差点及び相模沼田交差点については、平成27年度、用地調査等を実施しております。

なお、工事着手については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た事業の優先度、緊急度、道路の利用状況などを見ながら検討してまいります。

県道42号（藤沢座間厚木）については、風車公園付近の大上地区で歩道整備事業に平成14年度から着手しており、平成26年度末現在における歩道整備率は概ね5割となっています。また、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）については、綾瀬市吉岡交差点の交差点改良事業を実施しているところです。

事業中の箇所については、引き続き綾瀬市や地元関係者の協力を得ながら事業促進に努めてまいります。

他の区間については、事業中区間の進捗状況や県全体から見た事業の優先度、緊急度、道路の利用状況などを見ながら検討してまいります。

<要望事項>

ケ 県道22号（横浜伊勢原）（用田橋～戸沢橋間の拡幅）の都市計画決定及び早期事業化

《措置状況》【県土整備局】

県道22号（横浜伊勢原）は、県中部の東西方向の主要な幹線道路で、用田バイパスに続く、綾瀬市吉岡～厚木市戸田までの約4.1kmが現道2車線のままです。

整備に当たっては、整備効果の早期発現等を考慮し、有効な整備手法を調査検討していくこととしております。

平成27年度は、基礎的な調査や設計などを進めており、今後とも、地元海老名市の協力を得て、早期整備に向け取り組んでまいります。

<要望事項>

コ 都市計画道路「和田河原・開成・大井線」の早期実現

《措置状況》【県土整備局】

県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間については、「足柄紫水大橋」と一体的な整備を行うことで、整備効果をより発揮できると考えており、県では、平成26年度から事業化したところです。

平成26年度は、調査、測量等を実施し、平成27年度は、道路設計を行っております。

厳しい財政状況ではありますが、今後は、関係機関との協議や諸課題の整理等を行い、この区間の整備が早期に実現出来るよう、取り組んでまいります。

一方、県道74号（小田原山北）までの西側への延伸については、今後の検討課題と考えております。

<要望事項>

サ 都市計画道路「河原口中新田線」の整備区間を中新田市街道交差点から相模大橋東交差点まで延長し、渋滞の緩和と歩行者の安全な動線の確保

《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路河原口中新田線については、さがみ縦貫道路の海老名インターチェンジへの接続道路として、インターの開通に合わせて、平成22年2月に県道43号（藤沢厚木）までの区間を供用開始いたしました。

その先の北側への整備については、まずは、厚木駅周辺の再開発事業と整合を図りながら、検討を進

めてまいります。

<要望事項>

- シ 都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化及び、都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進

《措置状況》【県土整備局】

都市計画道路「酒匂永塚線」については、「改定・かながわのみちづくり計画」の「事業化検討箇所」に位置づけ、地元や関係機関と調整しながら、事業化に向けた検討・調整などを行ってまいります。

都市計画道路穴部国府津線の県道720号（怒田開成小田原）から県道74号（小田原山北）までの区間（VI期区間）については、「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けており、平成25年6月に事業認可を得て事業に着手し、平成26年度から用地買収に着手しております。

平成27年度も用地買収などを進めており、引き続き、地元の御協力を得ながら整備を推進いたします。

都市計画道路城山多古線・小田原山北線の小田原市久野から穴部までの区間については、「改定・かながわのみちづくり計画」の整備推進箇所に位置付けており、平成24年11月に事業認可を得て事業に着手しております。

厳しい財政状況ではありますが、平成27年度も用地買収などを進めており、引き続き、地元の御協力を得ながら整備を推進してまいります。

都市計画道路小田原中井線については、平成23年度までに、市道0077号から西湘テクノパークまでの区間が開通しております。これに続く国道1号までの未整備区間については、平成27年度は、用地買収などを進めており、今後とも、地元小田原市の協力のもと取り組んでまいります。

<要望事項>

- ス 綾瀬市内における県道40号（横浜厚木）、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）の早期4車線化に向けた事業計画の策定及び整備

《措置状況》【県土整備局】

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めており、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、本計画の見直しを行なったところです。

見直しにあたり、御要望の区間について検討しましたが、優先度が低いことなどから、「改定・かながわのみちづくり計画」に反映できませんでしたので、現段階では、御要望には添いかねます。

<要望事項>

- セ 都市計画道路「藤沢大磯線」の騒音、振動、排気ガス等の環境対策をさがみ縦貫道路へのアクセス道路であること等を勘案しての実施及び未整備区間を含む全線において安全対策の早期着手

《措置状況》【県土整備局】

地元からいただいております、沿道環境対策などの御要望については、今後も、国、NEXCO中日本、茅ヶ崎市とも連携し、現場状況を確認しながら、必要なものについては、対応してまいります。

<要望事項>

ソ 県道 21 号（横浜鎌倉）の鶴岡八幡宮から北鎌倉、県道 32 号（藤沢鎌倉）の鎌倉大仏周辺、県道 204 号（金沢鎌倉）の鶴岡八幡宮前交差点から十二所神社及び県道 311 号（鎌倉葉山）の鎌倉市域内全線の歩行者空間の改善について、県と市の連携を更に強化し、実効性のある方策の早期検討。特に、喫緊の課題として、2020 年の東京オリンピック開催に合わせた歩行環境や道路景観の改善

《措置状況》【県土整備局】

一般的に歩道拡幅や、電線地中化などのハード整備を行うには、多くの時間を必要としますが、加えてこの地域においては、史跡や歴史的建造物が多いこと、自然環境の保全への配慮が必要なことなど、この地域特有の課題があります。

今後は、具体的にどのような取組ができるのか、鎌倉市と共通認識を持ちながら、検討してまいります。

<要望事項>

タ 都市計画道路「新国道線」の県道 45 号（丸子中山茅ヶ崎）から県道 404 号（遠藤茅ヶ崎）までの区間の早期整備

《措置状況》【県土整備局】

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めており、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、本計画の見直しを行なったところでは、

見直しにあたり、御要望の区間について検討したところ、国道 1 号の渋滞緩和に資するなど重要な道路であることから、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映いたしましたので、県も協力しながら計画の熟度を高めてまいります。

<要望事項>

チ 厚木秦野道路（仮称）森の里インターチェンジから県道 64 号（伊勢原津久井線）へのアクセス道路となる県道（仮称・上古沢煤ヶ谷線）の整備実現

《措置状況》【県土整備局】

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めており、本県の道路を取り巻く状況の変化に対応するため、本計画の見直しを行なったところでは、

見直しにあたり、御要望の区間について検討したところ、厚木秦野道路森の里 IC から清川村方面へのアクセスを強化するなど重要な道路であることから「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映いたしましたので、県も協力しながら計画の熟度を高めてまいります。

<要望事項>

ツ 逗子市内の県道の歩道は狭く、車いすやベビーカー、高齢者、足の不自由な方などの通行が難しいため、都市計画道路の整備を含めた歩道拡幅の早期事業化

《措置状況》【県土整備局】

県では、「改定・かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的・効果的な道路整備を進めております。

交通安全上の観点から、必要な対策については、今後も、逗子市の意見等を聞きながら、検討してまいります。

.....

<要望事項>

テ 南足柄市と箱根町を連絡する道路の継続した工事費等の予算措置及び早期完成

<<措置状況>>【県土整備局】

南足柄市と箱根町を連絡する道路は、県西地域の新たな道路ネットワークを形成し、災害時の代替ルートになるとともに、観光振興をはじめとする地域活性化にも役立つ重要な社会基盤です。

平成26年度にはロードマップを作成し、一部の斜面で防災対策工事に、着手したところです。

平成27年度は、詳細な道路設計を進め、関係機関と具体的な協議を行いつつ、本格的な防災工事を進めております。

引き続き、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催までの開通に向けて、整備を進めてまいります。

.....

<要望事項>

(3) 逗葉新道の無料化について

逗子市内の生活道路に逗葉新道の有料区間を避ける車両が流入し、市内交通の支障となっていることから、逗葉新道の全線無料化を図ること。

<<措置状況>>【県土整備局】

逗葉新道の無料化については、道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があります。また、施設の老朽化対策や無料化後の管理をどうするかといった問題についても、検討していく必要があります。

そのため、当面、逗葉新道を無料化できる状況にはないと考えておりますが、三浦半島中央道路が県道24号（横須賀逗子）まで開通すると、周辺の交通の流れも変わってくるものと考えられますので、そうした時期を目途に、道路公社や市町との調整に取り組んでまいります。

.....

<要望事項>

(4) 橋梁の整備促進等について

「SS9橋緊急整備計画」による（仮称）相模新橋（都市計画道路「社家岡田線」相模川橋梁部）の早期整備を図ること。

<<措置状況>>【県土整備局】

（仮称）相模新橋については、「改定・かながわのみちづくり計画」の事業化検討箇所には位置付けておりますが、厚木市側で小学校の移転再配置が進まないことや、事業への反対などから、平成13年から事業を休止しております。

これらの課題をすぐに解決するのは難しい状況ですが、県としては、この道路の整備を進めることは、必要であると考えております。

そこで、地域の理解を得ることを前提に、事業の再開に結びつく手法として、段階的に道路を整備していく検討を、厚木市・海老名市とともに進めております。

県としては、平成26年度末までに、神奈川県広域水道企業団との水道施設管理上の課題（投物防止柵や監視カメラなど）を整理したことから、まずは、第一段階として、取水堰の管理橋として使用されている橋を、人や自転車に限定して供用するように、両市とともに調整を進めてまいります。

.....
<要望事項>

(5) 三浦半島地区有料道路の値下げについて

地域経済の活性化や三浦半島全体の交通の円滑化を図るため、本町山中有料道路、三浦縦貫道路及び逗葉新道の通行料金を値下げするとともに、今後予定される消費税率の引き上げにともない通行料金を見直す場合にも、三浦半島の3有料道路の料金は据え置くこと。

《措置状況》【県土整備局】

本町山中有料道路及び三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況です。

逗葉新道については、施設の老朽化対策や道路公社の経営に与える影響をしっかりと見極めていく必要があることから、料金の値下げは、できる状況にはないと考えております。

将来、消費税が8%から10%に引き上げられる際の料金改定については、国から示される方針に基づいて対応していくこととなりますが、これまでの料金値上げの経緯を踏まえ、地元の声を受け止めながら対応してまいります。

.....
<要望事項>

(6) 横浜横須賀道路の（仮称）横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成について
横浜横須賀道路の（仮称）横須賀パーキングエリアスマートインターチェンジの早期完成を図るため、十分な社会資本整備総合交付金の予算を確保し、整備を促進することを国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

（仮称）横須賀PAスマートインターチェンジなどのスマートインターチェンジについては、整備に係る財源を確保し整備促進を図るとともに、整備に向けた取組を強力に支援するよう、県内関係市町村や民間団体と連携して、国や高速道路会社へ要望しており、今後も、引き続き、様々な機会を捉えて、国等に強く働きかけてまいります。

18 海岸・河川の整備について

<要望事項>

海岸・河川は、やすらぎと潤いのある市民生活を営むうえで、大きな役割を果たしています。しかし、昨今、海岸侵食や流域での宅地化の進行による浸水被害の不安、水質の汚濁等深刻な事態に直面しています。

については、これら海岸・河川の保全及び整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 海岸の保全について

ア 早急に砂浜の侵食及び砂の劣化原因について調査を行い、最良の養浜及び改善対策を講じるとともに、かながわ海岸美化財団による清掃を強化すること。

また、砂浜復元による安全性の確保と、より良い環境整備の創造のため、柳島海岸、中海岸、菱沼海岸、浜須賀等の海岸侵食対策に茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用すること。

さらに、竹簀柵等の設置により飛砂を抑制し、投入した養浜材を滞留させることで、より効果的な砂浜維持を行うこと。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

返子海岸では、沿岸流により西側から東側に砂が移動する傾向があります。そこで、県では「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、現状の砂浜を維持するため、西側において、年間約500～1,000㎡の養浜を行ってきました。

平成25年度に、これまで実施した養浜による侵食対策の効果を検証したところ、海岸中央部で侵食傾向が確認されたことから、平成26年度は、西側に加えて中央部も含め、養浜を行うこととし、合わせて約900㎡の養浜を行いました。

平成27年度も、西側、中央部で同量程度の養浜を行うこととしており、今後も引き続き、養浜の効果を検証しながら、対策に取り組んでまいります。

また、砂質の劣化、黒色化については、海岸に打ち上がった海藻を砂浜に埋めて処理をすることにより、一時的に砂が黒色化することがありますが、「公共財団法人かながわ海岸美化財団」の調査では、砂は、天日にさらされることでもとに戻るとされており、現状の埋却処理が最も現実的な方法であると考えております。

茅ヶ崎海岸では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一帯に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しており、今後も、企業庁や茅ヶ崎市と連携して、養浜事業を進めてまいります。

なお、藤沢海岸及び平塚海岸についても、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、砂浜の侵食状況を見ながら、片瀬漁港の堆積土砂の有効活用や大磯海岸に堆積した砂をサンドリサイクルするなど、現状の砂浜を維持するため、養浜を継続して実施してまいります。

竹簀柵については、サイクリングロードや国道134号の通行機能の維持を図るため、飛砂の抑制が必要な箇所を設置しているところですが、定期的に補修や更新を行っており、平成27年度には、特に砂の堆積が著しい茅ヶ崎漁港西側において、更新を行います。今後も引き続き、補修や更新を実施してまいります。

また、本県は、依然として厳しい財政状況にありますが、引き続き、国補助金を積極的に活用し、公益財団法人かながわ海岸美化財団による海岸清掃事業の着実な実施に努めてまいります。

.....
<要望事項>

イ バーベキュー等の無秩序な海岸利用について、県が策定する条例において規制するなどの適正な海岸管理対策を講じること。

《措置状況》【環境農政局・保健福祉局・県土整備局】

県は、有識者等で構成された「かながわの海岸利用に関するあり方検討会」からの提言等を踏まえて、「海岸利用の課題等に関する今後の取組方針」を関係市町の参加をいただきながら、平成27年1月に取りまとめました。

この取組方針において、バーベキュー等の課題については、県と市町が連携し、適正利用に向けて、市町が海岸利用について定めている「海・浜ルール」の周知・啓発に取り組むこととしており、キャンペーンの実施などについて支援してまいります。

＜要望事項＞

ウ 神奈川県ガイドラインに沿って策定している海の家の営業に関するルールについて、海岸法等による占用許可権限に基づき、実効性が担保される仕組みを構築すること。

《措置状況》【県土整備局】

県は、有識者等で構成された「かながわの海岸利用に関するあり方検討会」からの提言を踏まえて、「海岸利用の課題等に関する今後の取組方針」を関係市町の参加をいただきながら、平成27年1月に取りまとめました。

この取組方針では、県のガイドラインに沿って各海水浴場で策定されている海水浴場ルールの遵守を占用許可の条件にできないかなど、法的にバックアップする手法等を検討することとされています。

現在、庁内関係部局や関係市町で構成される「安全・安心で個性と魅力ある海岸づくり推進会議」に、「海の家の占用許可のあり方検討部会」を設置し、検討を進めております。

＜要望事項＞

(2) 河川の整備促進について

ア 浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所を早期に整備するとともに、整備が完了するまでは暫定改修等の対策を講じること。

また、目久尻川については、海老名市公共下水道雨水幹線の接続にあたり流出抑制されているため、流出抑制の解除及び、浸水被害発生状況に対応した新たな河川改修を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

永池川の東名高速道路交差部より上流の流橋までの延長1.3kmの未整備区間については、下流から順次区間を区切って整備を進めることとしております。現在は、最下流の約0.5kmについて、整備に取り組んでおり、平成25年度から用地買収に着手し、平成26年度末までの用地取得率は約4割となっております。

今後も、引き続き用地買収を促進しながら、早期の整備を目指してまいります。

目久尻川については、時間雨量50mmの降雨に対応する整備が概ね完了しておりますが、一部堤防の高さが足りない箇所、堤防の嵩上げ工事などを行っております。

目久尻川の新たな河川改修については、県内には、まだ時間雨量50mmの降雨に対応する整備が完了していない河川も多くありますので、まずは、それらの河川について、優先的に整備を進めてまいります。

＜要望事項＞

イ 蓼川について、重点整備区間を早期に整備すること。

また、上流の中川橋から打越橋の区間に対しても総合治水対策に基づく河川改修事業を促進させるとともに、河川改修に併せた歩行空間等の環境整備を推進すること。

さらに、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備に必要な財政的支援を講じること。

《措置状況》【県土整備局】

蓼川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置づけ、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備を進めております。

蓼川の引地川合流点から比留川合流点までの約1.2kmの区間については、平成32年度を目途に、都市計画道路の橋梁新設や既設橋梁の架け替え工事との調整を図りながら、護岸整備を完了する予定となります。

比留川合流点から上流については、これまでに、中川橋までの約0.6kmの区間の護岸整備が完了しており、引き続き、上流に向けて整備を進めてまいります。

なお、河川改修に合わせた歩行空間の環境整備については、市の考え方を伺いながら、どのような対応が可能か調整してまいります。

また、浸水解消のための雨水排水処理施設等整備については、市が雨水排水処理施設等の整備を進めるに当たり、国の交付金をより一層活用できるよう、県としても交付要件の緩和や財源の確保について、引き続き国へ要望してまいります。

.....
<要望事項>

ウ 二級河川引地川の大山橋の架け替え及び護岸整備を早期に完了するとともに、架け替工事が終了するまでは暫定的な安全対策を講じること。

また、平成26年6月に市内を流域とする引地川、境川が特定都市河川に指定されたことにより、市民や事業者、流域自治体に対し、新たな雨水の流出抑制対策などの負担を求めている状況を踏まえ、治水対策の根幹をなす河川改修を両河川の未整備箇所において、速やかに推進すること。

《措置状況》【県土整備局】

大山橋の架け替えの工事については、平成27年度は詳細設計を行うこととしており、平成28年度から29年度に工事を実施する予定であります。

暫定的な安全対策については、県と市からなる連絡調整会議の中で、市の考え方を伺いながら、どのような対応が可能か調整してまいります。

境川及び引地川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置づけ、時間雨量概ね60mmの降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めております。

.....
<要望事項>

エ 狩川等の県管理河川では土砂が堆積しているため、早急に河床の浚渫を実施すること。

《措置状況》【県土整備局】

酒匂川や狩川などの県管理河川では、河川巡視の際に土砂の堆積状況を把握して、適切な河床の維持に努めているところであり、土砂が堆積している箇所について河床整理を実施しております。

今後も引き続き、災害の未然防止のため、河川の堆積土砂の対策に取り組んでまいります。

.....
<要望事項>

オ 山王川流域は都市化も著しいことから、集中豪雨や台風等の大雨による水害が発生しており、平成24年の台風4号では河川改修事業区間で護岸が崩落したため、早期に河川改修断面での整備を行うこと。

また、小田急線橋梁上流部では、溢水被害が生じていることから、早期に整備するとともに、暫定的な整備の実施を検討すること。

《措置状況》【県土整備局】

山王川については、都市河川重点整備計画・新セイフティリバーに位置づけ、時間雨量概ね43mmの降雨に対応できるよう、護岸の整備を進め、河口から富士見橋の区間は、護岸の整備が完了しております。

現在は、富士見橋から小田急線橋梁の区間で、河幅を拡げるための用地買収を進めており、平成27年度からは、用地を確保できた箇所、護岸の整備に着手しており、引き続き、整備を進めてまいります。

また、小田急線橋梁の架け替えに向け、鉄道事業者と調整を進めているところです。

小田急線橋梁上流については、小田急線橋梁架け替え後に下流から順次整備を進める予定としておりますが、当面、できる限り流下能力を高めるため、河床掘削を実施したいと考えており、その際に支障となる工作物の処理について、検討を進めてまいります。

<要望事項>

カ 相模川厚木市水辺拠点創出基本計画に必要となる河川基盤施設の整備を相模川・中津川河川整備計画に位置付け、本計画の策定に合わせ低水護岸整備を早期着手すること。

また、河川敷での樹林化対策の更なる推進を図ること。

さらに、相模川三川合流点地区の水辺に親しむ環境の改善に向けた河原再生に取り組むこと。

《措置状況》【県土整備局】

三川合流地点では、現在、治水安全度を高めるため、特に川幅が狭い河原口地区の拡幅や掘削などを重点的に進めており、その整備が完了するまでの間、厚木市の利用計画に基づく河川占用などに関する打合せを行いながら、低水護岸の整備について、調整してまいります。

樹林化対策は、平成17年度から行っており、特に平成22年度からは予算を増額させて重点的に実施しております。今後も引き続き対策の促進に努めてまいります。

三川合流点付近で泥炭層が露出していることについては、川の流れが厚木側に寄っていて河床が削られやすくなっていることが原因の一つと考えられます。そこで、川の流れを海老名市側にも造る必要があると考え、平成26年度までに、海老名側の河原の一部を水路状に掘削し、厚木側の土丹の露出箇所へ敷き均す等の対策を進めてまいりました。

今後も土丹露出箇所への土砂の敷き均しを行うなど、引き続き、現地の状況を見ながら、必要な対策を進めてまいります。

また、抜本的な対策については、県内河川での類似の対策の実績や確立された手法もないことから、試験施工やモニタリング等を行いながら進める必要があり、実際の効果が得られるまでには時間を要することが想定されますが、国と県が協働し、学識者や地域住民、漁業者などで構成する「相模川川づくりのための土砂環境整備検討会」において、学識経験者からの意見をいただいた上で、今後、具体的な対策の検討を進めてまいります。

<要望事項>

キ さがみグリーンラインは、相模川沿いの各スポーツ施設の連携と充実を図り、各施設が持つ様々な機能を十分に発揮させるために重要な役割を担っているため、早期に整備すること。

《措置状況》【県土整備局】

さがみグリーンライン自転車道については、県央地域の座架依橋付近から湘南地域の湘南大橋に至る全体延長約21kmのうち、さがみ縦貫道路と並行する海老名市河原口から寒川町一之宮までの約10kmを事業区間として位置づけ、これまでに用地買収は、ほぼ完了しております。

平成26年度から工事に着手しており、今後も、さがみ縦貫道路関連工事が完了した区間から、順次工事を進め、早期の完成を目指してまいります。

また、さがみグリーンラインの緑地については、関連する事業の進捗状況等を注視しながら、自転車道の整備にあわせて取り組んでまいります。

19 都市整備について

<要望事項>

豊かな水や緑などの自然環境と共存した魅力あるまちづくりの推進等、都市環境の整備は快適で安全な生活を営むうえで重要な課題であるとともに、活力ある都市とするために不可欠です。

については、都市環境の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 急傾斜地崩壊対策の推進について

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

また、県の防災事業実施を目的とする復興増税を活用し、国の公共事業採択基準未満のがけに対する県単独事業を拡大して、がけ整備の促進を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

急傾斜地崩壊対策工事における公共事業の採択基準の緩和については、「国の施策、制度、予算に関する提案」や予算要望時等において、国に対して働きかけを行っておりますが、全国的には、まだ整備水準が低いことから認められておりません。県としては、今後も引き続き、機会あるごとに要望してまいります。

また、復興増税を活用できる緊急防災・減災事業の対象となるのは、防災拠点施設や避難路などの整備であり、県では、沿岸部の急傾斜地崩壊防止施設に津波避難階段を整備する県単独事業の財源として活用しております。平成28年度は、三浦市内の晴海町B地区における、津波避難階段の整備を計上しております。

<要望事項>

(2) 県有未利用地の処分について

県有財産である市街化区域内の未利用地を民間に処分する場合、地元の意向にも十分配慮すること。

《措置状況》【総務局】

県有地の利活用に関する地元からの御意見や御要望は、地元市において、その必要性を判断いただいた上で、県と市との役割分担の下に、適切な対応を図っていくべきものと考えており、地元市自ら利活用の意向が示された場合には、御意見や御要望の実現に向け協力しています。

また、民間に処分する場合においても、まちづくりに大きな影響を及ぼす場合など、地元への配慮が必要なケースについては、地元市と丁寧な調整を行っています。

<要望事項>

(3) 特定保留区域の市街化編入手続きの迅速化について

特定保留区域の市街化編入にあたり、都市計画の手続きや関東農政局等をはじめとする国・県等の関係機関の調整等に多くの時間を要することから、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を積極的に行い、協議期間の短縮を図ること。

また、国関係協議について、従来よりも詳細かつ適時に情報収集・提供し、迅速かつ円滑な協議が行えるようにすること。

《措置状況》【県土整備局】

第6回線引き見直しで海老名市内に設定した3つの特定保留区域のうち、「海老名駅西口地区」については、平成25年12月25日に、「本郷門沢橋地区」については、平成27年3月31日に、市街化区域へ編

入しております。

残る「運動公園周辺地区」については、国関係機関や都市部門と農政部門の調整等を迅速に進め、第7回線引き見直しにおいて、市街化区域へ編入すべく調整を進めております。

.....
<要望事項>

(4) 土砂災害対策の推進について

土砂災害防止法に基づき、土砂災害特別警戒区域を土砂災害警戒区域へ移行するために、砂防堰堤等のハード対策の早期事業化、整備促進を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

砂防堰堤等の土砂災害防止施設を整備するには、多大な事業費と日時を要することから、ハード対策とあわせて土砂災害防止法に基づき、県は土砂災害警戒区域等を指定し、市町村には、土砂災害ハザードマップの作成・周知等のソフト対策を推進していただいております。

県では、砂防事業の実施に当たっては、土石流の氾濫想定区域内に保全人家が多い箇所や、緊急輸送道路などといった公共的施設がある箇所を優先して、施設を整備しております。

今後も、小田原市、秦野市には、地元調整などへの御協力をいただきながら、引き続き、優先度の高い溪流から、着実に施設の整備を進めてまいります。

また、小田原市、秦野市では、ハザードマップの作成に取り組んでいただいておりますので、市内での警戒避難体制等の充実に期待するとともに、県と市が連携して、ハード・ソフト両面から土砂災害対策の充実を図り、市民の安全性を高めてまいります。

.....
<要望事項>

(5) 都市環境整備の推進について

「村岡・深沢地区全体整備構想（案）」の実現を目指すため、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げや開発・整備・広域幹線道路の整備計画の策定について、財政、体制づくり等の支援を図ること。

《措置状況》【県土整備局】

県では、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会（会長：藤沢土木事務所長）」の場などを通じて、東海道本線への新駅設置を含む両市に跨る新たなまちづくりの検討を、支援してまいりました。

新駅設置については、平成27年6月に設置した「村岡新駅の実現に向けた検討会」の中で、新駅要望組織のあり方の検討が進められておりますが、今後、新駅設置に向けた期成同盟会の立ち上げについても、地元市が連携して進める取組に県も協力してまいります。

また、整備計画の策定に向けては、今後も引き続き、両市一体となったまちづくりの実現に向け、同協議会を通じて、広域的な観点から交通インフラ整備の方向性などについて、両市に対し技術的な支援を行ってまいります。

.....
<要望事項>

(6) 空き家対策の推進について

空き家の増加を抑制し、生活環境の保全、良好な住環境の維持及び安全安心のまちづくりを推進するため、空き家の解体や有効活用を図るための方策について支援を行うこと。

《措置状況》【県土整備局】

空き家対策については、いわゆる空家対策法が制定されて、市町村が、放置空き家の所有者に、勧告、命令、行政代執行を行ったり、空家等の活用促進に関する事項を定めた空家等対策計画を策定すること等ができるようになりました。

同法では、都道府県は、市町村が行う空き家対策に関し、情報提供や市町村相互間の連絡調整などの支援を行うことと定められており、本年度5月には、空き家対策を検討する場として、県と市町村を構成員とする「空き家対策行政実務者会議」を設置し、各種情報提供を行っております。

さらに、今後は空家等対策モデル計画を作成するなどの支援を行ってまいります。

20 都市公園等の整備について

＜要望事項＞

良好な都市環境の形成及び安全なまちづくりのためには、都市公園等の整備は重要な課題です。については、都市公園等の整備を推進するため、次の事項について要望します。

(1) 広域的な緑地保全の推進について

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務や、歴史的風土特別保存地区の指定拡大、市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与とともに、これらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度創設、及び市による樹林管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った対応をとること。

《措置状況》【環境農政局】

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務については、県として補助制度を創設することは考えておりませんが、現行の国庫負担率では財源として不十分であることから、緑地の買入れに対する追加の財源措置を引き続き国に要望してまいります。

歴史的風土特別保存地区の指定については、市から具体的な提案を伺いながら、県有地となった後の管理上の課題や指定の必要性等について、市とともに検討してまいります。

維持管理の行き届かない緑地は、生物多様性を損ね、景観を阻害するだけでなく、土砂崩壊や倒木などの危険性もあることから、他県や関係市とも連携し、維持管理に対する補助について、引き続き国に要望してまいります。なお、県としては、県有緑地の維持管理に充てるため、トラスト基金の活用を見直したところです。

＜要望事項＞

(2) 城ヶ島ハイキングコース整備について

新たな観光の核づくり認定事業に対するより一層の支援と台風被害により通行止めが続いている県立城ヶ島公園区域及び三崎漁港区域内における城ヶ島水っ垂れハイキングコースの早期整備を図ること。

《措置状況》【環境農政局・県土整備局】

水っ垂れハイキングコースについては、平成23年に三浦市と役割分担を決めて、これまで事業を進めてまいりました。

県では、水っ垂れハイキングコースは侵食が進み危険な状況であることから、平成17年から19年にかけて公園区域内の斜面において落石防止対策のロックネット工事を実施しております。

また、公園の広場から水っ垂れへのアプローチ道については、平成23年に測量やルート、構造等の検討を行っております。

県としては、ハイキングコース設置者である三浦市が、「社会資本整備総合交付金」を活用して整備できるよう、国との調整に関する支援や法的手続き、技術的な面等での助言等を行ってまいります。

また、城ヶ島ハイキングコースの一部は漁港区域内を通過していますが、ハイキングコースは、漁港管理及び海岸保全に係る施設ではないため、県が整備することは困難であります。

三浦市が整備する場合には、漁港管理条例に基づく手続が必要となりますので、具現化する際には御相談いただくこととなります。

21 都市交通の整備について

<要望事項>

安全で快適な生活を営むうえで、都市交通環境の整備は重要な課題です。

については、都市交通の整備を推進するため、次の事項について要望します。

- (1) 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（バリアフリー新法）の施行に伴う諸施策に対する財政支援等について

バリアフリー新法に適合したノンステップバスの普及促進に向け、バス事業者のノンステップバス導入経費に対する支援制度を創設すること。

《措置状況》【県土整備局】

県は、公共交通の連続性・利便性の向上を含め、総合的に交通施策を推進しております。その中で、バスを中心とした地域交通については、基本的に市町村が事業者への働きかけにより計画的な取組を行い、県は、広域的視点により、市町村の取組に対し支援を行うものと考えております。

御要望のノンステップバス導入経費に対する新たな支援制度の創設については、県内のノンステップバスの導入状況等をみながら、その必要性を含めて、検討してまいります。

なお、県では、乗合バス事業者が平成28年3月31日までの間に、ノンステップバスを購入した場合、自動車税や自動車取得税を減免するといった税制上の措置を講じております。

<要望事項>

- (2) 公共車両優先システム（PTPS）の導入推進について

公共交通の利便性向上のため、鎌倉市域の県道21号（横浜鎌倉）・県道32号（藤沢鎌倉）等や、逗子市域の渋滞が著しく発生している地区に公共車両優先システム（PTPS）の導入を推進すること。

《措置状況》【警察本部】

公共車両優先システム（PTPS）の導入のためには、警察による光ビーコン等の整備とあわせ、バス事業者によるバス等への車載器の整備が必要となります。

車載器の整備のための国庫補助金の申請にはバス事業者と各市の連携が必要なため、その進捗状況及び交通環境、交通需要を踏まえ検討してまいります。

<要望事項>

- (3) 大量公共交通機関の必要性の位置付けについて

相模川以西への広域的な大量輸送が可能な公共交通機関として、小田急多摩線や相鉄線の延伸など、相模川以西の発展に向けた公共交通機関の必要性を「かながわ交通計画」に位置付けること。

《措置状況》【県土整備局】

相模川以西への広域的な大量公共交通機関の整備については、まずは地域において必要性の議論を深めていただきたいと考えております。

御要望の点については、今後の地域での検討状況や、交通を取り巻く環境の変化等をみながら検討してまいります。

なお、小田急多摩線の相模線方面への延伸などについては、かながわ交通計画の中で、計画路線に位置づけております。

＜要望事項＞

(4) ロードプライシングの推進について

鎌倉地域の主要な幹線道路（県道など）では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消の施策である（仮称）鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

《措置状況》【県土整備局】

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」に委員として参加しており、引き続き、必要な技術的助言を行ってまいります。

＜要望事項＞

(5) コミュニティバスの運行支援について

高齢者等の交通弱者に対する自立支援や交通不便地域の解消等を目的として市町村が行うコミュニティバス運行には多額の財政負担が必要となるため、新たな国庫補助制度を創設するよう国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

国は、平成23年度に、コミュニティバスを含む地域公共交通の運行や実証調査などに対する支援のため、地域公共交通確保維持改善事業の国庫補助制度を創設しております。

県では、地域の実情や意向に配慮した運用や、補助限度額の見直しなど、制度の拡充を図るよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

22 農林水産業の振興について

＜要望事項＞

農林水産業は、食糧の安定供給をはじめ、国土の環境保全や都市生活の活性化等、我が国の経済社会の発展に大きな役割を果たしています。

については、農林水産業の一層の振興を図るため、次の事項について要望します。

(1) 広域農道小田原湯河原線の早期事業化について

小田原湯河原線は、県西地域の農業発展に大きく寄与するだけでなく、農村地域の安全を確保するためにも重要な路線であることから、路線全体の早期事業化を図ること。

《措置状況》【環境農政局】

広域農道小田原湯河原線については、県西地域の農業の発展と活性化につながるよう、国の予算確保

に努めながら、事業の早期完成を目指してまいります。

.....
<要望事項>

(2) 6次経済の核となる漁港づくりの推進について

6次経済の構築をめざし、魅力あるみなとづくりの提言を具現化させるために必要となる市が行う漁港施設の高度衛生化について、県も当該施設整備に対する応分の費用を負担すること。

<<措置状況>>【環境農政局】

漁港整備を担う県といたしましては、計画に盛り込まれた魚市場前の庇(ひさし)や岸壁の整備について検討を進めるとともに、技術的な課題に対して、必要に応じて三浦市、あるいは関係者に対して指導、助言等を行ってまいります。

さらに、高度衛生管理を着実に進める体制として県、三浦市、市場関係者等からなる「三崎漁港高度衛生管理推進協議会(仮称)」が計画されておりますので、この協議会に参画し、漁港管理者としての役割を果たしてまいります。

.....
<要望事項>

(3) 農地の相続税納税猶予制度の拡大について

農業後継者を育てるため、市街化区域内農地の相続税に関する納税猶予制度の基準緩和及び適用拡大について、国に働きかけること。

<<措置状況>>【環境農政局】

相続税納税猶予制度の基準緩和及び適用拡大については、温室・畜舎等の農業用施設用地を相続する場合や市民農園の開設のために農地を供する場合にも対象とするよう「平成28年度国の施策・制度・予算に関する提案」の中で要請しております。

また、都市農業振興基本法の制定を受け、政府は、施策推進のため、都市農業振興基本計画を今後策定することとしていることから、税制を含む都市農業・都市農地に関わる諸制度の見直しについて、国の動向を注視してまいります。

.....
<要望事項>

(4) 農業系インフラ維持管理に関する支援について

インフラ長寿命化基本計画などにより策定が求められている農業系インフラに係る個別施設計画の策定や、計画策定後の対策事業に対して技術的・財政的支援を講じること。

<<措置状況>>【環境農政局】

インフラ長寿命化計画については、平成25年11月29日に国により基本計画が作成され、地方公共団体自らが管理・所有するインフラについて適切に管理し、行動計画及び個別施設計画を策定するとされているところです。

また、農林水産省(農村振興局)所管施設に係る計画については、平成26年8月19日に農林水産省農村振興局によりインフラ長寿命化行動計画及び個別施設計画策定指針(案)が作成され、この計画を参考にそれぞれの施設についての個別施設計画の策定を要請されております。

個別施設計画の策定及び策定後の対策事業については、国の補助事業を活用できる場合がありますので、県に御相談ください。

23 公共用地の取得について

<要望事項>

都市基盤の整備、福祉・教育施設の拡充等、社会資本の整備を計画的に進めるためには、公共用地の取得は重要な課題です。

ついては、円滑な用地取得の実現を図るため、次の事項について国に働きかけるよう要望します。

(1) 公共用地に農地等を提供した場合における優遇策の拡大について

相続税納税猶予制度について適用後の制限を緩和し、当該制度の適用を受けている農地を公共用地として提供する場合は、その適用を打ち切ることのないよう国に働きかけること。

《措置状況》【県土整備局】

御要望の点については、継続して国に要望してまいります。

また、首都圏整備促進協議会を通じて、国に継続要望しております。

なお、相続税納税猶予制度については、租税特別措置法が改正され、特例適用農地等を収用のために譲渡した場合の利子税の特例について、平成26年4月1日から平成33年3月31日までの間に特例適用農地等を収用等のために譲渡した場合には、利子税の全額を免除されております。

24 地域の活性化に向けた取り組みについて

<要望事項>

「新たな観光の核づくり」などの地域を活性化するためのプロジェクトを推進することが重要です。ついては、地域の活性化を図るため、次の事項について要望します。

(1) 三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための支援の実施について

平成26年度に予算措置された広域観光推進事業費など、三浦半島全域を観光地として一体的にPRするための効果的な支援について、引き続き取り組みを継続すること。

《措置状況》【政策局・産業労働局】

三浦半島地域の観光魅力を観光客誘致につなげていくため、県では、これまで、観光パンフレットを作成するとともに、市町や民間事業者等と連携した、県内外での観光キャンペーンの開催などを通じて、三浦半島地域の観光魅力のPRを行ってきました。

さらに、平成26年10月に着地型旅行商品予約販売サイト「神奈川チカタビ」を開設し、三浦半島も含めた地域の魅力ある体験プランを集め、販売を開始したほか、(県・市町村・観光協会・民間事業者で構成する神奈川集中観光キャンペーン実行委員会において)平成27年6月には、三浦半島の代表的な観光地を結ぶドライブルート等を盛り込んだ観光ガイドブックを中日本高速道路株式会社などと連携して作成し、県外でも広く配布しているところです。

今後も、更なる観光客の誘致に向けて、市町や民間事業者等と連携し、三浦半島地域の観光魅力のPRを行ってまいります。

また、三浦半島地域では、「三浦半島観光連絡協議会」において、三浦半島全域の観光PRに取り組んでおり、当協議会には県も参画し、平成27年度は国の「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)」を活用して、広域観光情報提供の環境整備や、サイクルステーション・マイルストーンの整備など「三浦半島広域観光推進事業」を実施しております。

「かながわランドデザイン 第2期実施計画」においても、地域活性化プロジェクトの中に「三浦半島の資源を生かした地域の活性化」を掲げておりますので、地方創生の総合戦略を策定する中で、今後、地元とも協議を行い、「海」と「観光」をキーワードに、統一的に「地域力」を発揮できるような「三浦半島魅力最大化プロジェクト(仮称)」をまとめてまいります。

県としては、三浦半島地域の観光を活性化していくためには、「三浦半島観光連絡協議会」の取組を強化・加速していくことが重要であると考えておりますので、これまで以上にこの協議会に積極的にかわり、県に求められる役割をしっかりと果たしてまいります。

.....
<要望事項>

(2) 地域振興拠点施設の整備について

地域振興拠点施設として位置付けをしている「(仮称)大型直売交流センター」(道の駅)の整備について、総合的な支援を行うこと。

<措置状況>【環境農政局・県土整備局】

本県では、平成26年8月に「道の駅支援検討会議」を開催し、南足柄市が進める道の駅について関係部局と情報共有を図るとともに、関係部局より必要な助言を行ったところです。

引き続き、道の駅整備に伴う諸課題について、必要な助言を行ってまいります。

25 都市再生整備計画事業の推進について

<要望事項>

少子高齢・人口減少社会を見据え、将来にわたり持続可能な都市を実現するため、計画的な社会資本の維持管理・更新を進めていく必要があります。

については、都市再生整備計画事業の推進を図るため、次の事項について要望します。

(1) 社会資本整備総合交付金の予算配分について

社会資本整備総合交付金の予算については、地方自治体が必要とする要望額の確保に努めるとともに、予算配分については、要望額に対する配分額の割合が地方自治体によって極端な格差が生じないよう、地域の実情を勘案した適切な配分とすること。

<措置状況>【県土整備局】

社会資本整備総合交付金については、地方が必要とする所要額を安定的かつ継続的に確保するよう、「平成28年度 国の施策・制度・予算に関する提案」において、国に働きかけているところです。

今後も様々な機会を捉えて、引き続き、国に強く働きかけてまいります。

26 2020年の東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた取り組みについて

<要望事項>

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催にあたっては、江の島がセーリング競技会場に決定したことから、今まで以上に県内への注目度が高まっており、今後、関係機関との密接な協議・連携のもとに進めていくことが必要です。

また、この競技大会に向け、誰もが快適に楽しめる観光空間を実現する必要があります。

については、都市基盤等の整備を図るため、次の事項について要望します。

(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックに向けた基盤整備等の支援について

観光インフラの整備等に対する財政支援制度を充実すること。

また、この機会に神奈川県魅力を世界に発信するための文化プログラムの企画・展開に対し、予算面や推進体制での支援を行うこと。

《措置状況》【政策局・県民局・産業労働局】

観光インフラの整備については、市町村自治基盤強化総合補助金の補助対象（補助率3分の1）となっておりますが、協定等を結ぶなど、他市町村と連携の上、実施されるものであれば、広域連携事業に該当し、補助率が2分の1となる場合もございます。支援内容については、今後とも、市町村の御意見を伺いながら検討してまいります。

また、観光インフラの一つとして考えられる観光案内所については、県としても充実が必要と考えるため、市町村の現状やニーズを踏まえ、対応を検討してまいります。

なお、神奈川県では、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の文化プログラムとして、世界に向けて神奈川の文化の魅力を発信するため、文化プログラム推進のための組織を立ち上げ、市町村などと連携を深めつつ、国の動向を注視しながら、検討してまいります。

27 公契約法の制定について

〈要望事項〉

近年の景気低迷による執行案件の減少等により、業者間の受注競争が激化し、そのしわ寄せが下請け業者やその労働者にもおよび、労働条件の悪化を招いている状況となっております。労働条件の悪化は、労働意欲の低下や新規入職者の減少などの要因となり、業務の質の低下のみならず、ひいては市民サービスの低下を招くこととなります。

については、公契約法の制定を図るため、次の事項について要望します。

(1) 公契約に関する法律の整備について

労働者等の労働環境の整備、適正な入札事務及び事業の質の向上を図り、豊かな地域社会を実現するため、公契約に関する条例の整備を速やかに行うとともに、公契約法の制定について、国に働きかけること。

《措置状況》【産業労働局・県土整備局・会計局】

平成26年3月にまとめられた「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、「必要がある」とする積極的な意見と、「適切ではない」とする両方の意見があり、意見の一致はみられませんでした。

一方、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「賃金実態調査」などの継続を指摘しております。

そこで、入札・契約制度の見直しなどを引き続き進めながら、公契約条例については、その制定も視野に入れ、本県の賃金実態や、既に公契約条例を施行している自治体の運用状況を調査し、検討を続けてまいります。

また、今後もこれまで同様、国に対して、公契約に係る業務に従事する労働者の公正な労働条件の確保等に関する研究を進め、その経過や結果を広く自治体に公表するよう働きかけてまいります。

100

100